

2013年度
BPO年次報告書



BPO

Broadcasting Ethics & Program
Improvement Organization

放送倫理・番組向上機構

◆ 「BPO 年次報告書」2013(平成25)年度 ◆

目 次

はじめに [飽戸 弘・BPO理事長]	1
I. 概況	5
1. 2013(平成25)年度のBPO活動	
2. 視聴者意見	
3. 評議員会・理事会	
4. 事務局運営	
5. 委員会共通活動	
6. 広報活動	
II. 放送倫理検証委員会	19
III. 放送と人権等権利に関する委員会[放送人権委員会]	33
IV. 放送と青少年に関する委員会[青少年委員会]	45
V. 視聴者意見の概要	69
<参考> 視聴者意見数の推移 / 視聴者意見 月別意見数 / 世代別意見数	
資料編	79

はじめに

放送倫理・番組向上機構[BPO]
理事長 飽戸 弘

おかげさまで、BPOは2013(平成25)年度で発足10年を迎えることになりました。この10周年の記念行事として、二つのイベントを行うことができました。一つは、2013年12月に開催した『BPO10周年 記念シンポジウム』。これは、BPOのホームページに、動画を含めて詳しく紹介されているので参照していただきたい。もう一つは、2014年4月に刊行した『BPO 10年のあゆみ』の出版です。BPO活動に参加してきてくださった方々や、BPO活動に関係の深いマスコミ研究者、放送評論家、作家、弁護士など、実に幅広い分野の皆さんのが、BPOの意義や今後の課題、そして改革へのさまざまな示唆を熱く語ってくださっています。10周年を迎えることができたのも、こうした実に多くの方々のご支援のおかげと、心より感謝します。

BPOは、「放送事業者と視聴者をつなぐ第三者委員会を運営する組織」としてスタートしました。そこで、① 放送事業者とBPO、② 視聴者とBPO、そして、③ BPO自体について、考えてみたいと思います。

BPOの10年を振り返るとき、特にここ数年、① 放送事業者とBPOとの距離は大きく短縮されたと言ってよいでしょう。様々な「委員会決定」について各局の担当者と意見を交わす「意見交換会」や、BPOや放送倫理にかかる「講師派遣」、各局の「研修会」が、あわせて年間30回以上も開催され、真摯で自由闊達な意見交換が行われ、好評をいただいているいます。

双方の相互理解が深まった半面、BPOの委員会決定を怖れて作りたい番組も作れない、という声もあるようです。放送事業者が萎縮してしまっては、BPOの本来の役割からして逆効果であり、この点は大いに留意しなければなりません。しかし、放送事業者とBPOの相互理解が深まったことは間違いないありません。

一方、② BPOと視聴者・一般市民との距離は、なかなか縮まっていないように思われます。相変わらず、BPOには年間2万件に及ぶ意見が寄せられますが、そのほとんどは苦情です。「BPOは放送局の味方だ。だからBPOにいくら訴えても番組は少しも良くならない」「BPOは放送局の隠れ蓑に使われている」「BPOはもっと厳しく番組を監視し処罰してほしい」などなどです。そのたびに、視聴者応対担当者や広報担当者がBPOの役割について説明しますが、なかなか理解が進みません。BPOは番組を監視したり処罰したりする機関ではありません。放送事業者が自主自律的に改革・改善を行うのを後方から支援する、第三者機関なのです。これがなかなか理解されません。BPOの役割を正確に理解してもらうことが喫緊の課題です。

そのためには、BPOが目指している理念について、BPOが果たしている役割について、そして他のメディアと異なる放送独自の役割と甚大な効果について、しっかりと理論武装して、視聴者に理解してもらうよう説得していくことが必要でしょう。ただし、

それはBPOだけで実現することは難しいのです。民放各局・NHK・民放連などのBPO構成員はもとより、マスコミ研究者、放送評論家、放送法制の専門家などの皆さんと総力を結集して検討を重ね、説得にあたる必要があるでしょう。BPO批判に対応していくという受け身の姿勢ではなく、BPOの意義・役割を積極的に訴えていくという、攻めの姿勢が不可欠でしょう。

もう一つ重要な課題として、③ BPO自体の改革の問題があります。BPOはその設立の契機からして、最大の任務は3委員会が、独立して、自由に議論し、決定を積み重ねていくことで、新しい放送の倫理基準を作つて行こうということでした。私は、放送人権委員会の前身であるBRCの委員を9年務め、その後BPOの理事長に就任して7年が経過しました。この間、BPOの3委員会の独立はしっかりと確保され、ますます3委員会それぞれの意義も、より明確に理解されるようになったと思います。そこには放送事業者との交流が機能していることは明らかです。しかしその半面、3委員会の協力体制の強化、BPO全体の活動の意義・役割の再確認などが、必要な時期に至っているように思います。

前述の『BPO 10年のあゆみ』にも書いたことですが、BPO発足当時のことが2、3、思い出されます。第1に、2003年秋、BPO発足の年に明らかになった「視聴率調査不正操作問題」があります。この問題は、視聴率調査の信頼、ひいては放送業界の信頼にかかる重大事であり、BPOとして声明を出す必要があるのではないかということになり、まず3委員会それぞれで議論し、「3委員長・理事長会談」を幾度も開き、同年12月11日、「視聴率問題に関する三委員長の見解と提言」をBRC委員長・飽戸弘、青少年委員会委員長・原寿雄、放送番組委員会委員長・木村尚三郎の連名で公表し、直後に「『3委員長の見解と提言』を出すにあたって」という清水英夫・BPO理事長のコメントも出されました。3委員会の迅速な対応が評価されると思います。

第2に、翌2004年6月、その直前に出されたBPO・放送人権委員会の委員会決定(「勧告」)を受け、総務省が情報通信政策局長名で当該テレビ局に対し「行政指導(厳重注意)」を行ったときも、これは放送業界が自主自律的に判断し改革・改善に励むというBPOの存在をはなはだしく軽視したものであるとして11月11日、前回と同じ3委員長による「テレビ局に対する総務省の行政指導に関する声明」を公表しました。

その後、このような大きな問題もなく、3委員長・理事長会談も行われていないことは、幸運ということができるでしょう。しかし、BPOの重要な任務が、個々の番組に対する審議・審理だけでなく、言論・報道の自由と国民の権利を守るという点で、放送界、報道機関を支援していくという任務があることを、この二つの3委員長声明は示していると言えます。

今日、3委員会による個々の番組の審議・審理の体制はほぼ整いました。今後は、こうした3委員会の連携の強化、BPOの理念の確認と、視聴者への懇切な説明など、BPO自体の任務を再検討していくことが喫緊の課題です。放送事業者の皆さんとの、旧来以上の、より積極的なご支援・ご協力を、切にお願いしたいと思います。

I. 概　　況

1. 2013(平成25)年度のBPO活動	5
2. 視聴者意見	8
3. 評議員会・理事会	8
4. 事務局運営	8
5. 委員会共通活動	9
6. 広報活動	10

I. 概況

1. 2013(平成25)年度のBPO活動

2013年度、BPOは、三つの第三者委員会の活動を継続するとともに、BPO発足10年の節目を迎え、記念イベントとして、① 12月10日に東京国際フォーラムで“テレビよ、変われ！ テレビよ、変わるな！”をテーマにしたパネルディスカッションを開催。また、② BPO委員や評議員・役員、有識者などにBPOのこれまでの活動を振り返ってもらい、今後への提言などをいただいた小冊子『BPO 10年のあゆみ』を2014年4月1日に刊行した。

さらに、各委員会の委員会決定等の各放送局内の理解促進、BPO活動の視聴者への周知向上を目指す活動に力を注ぎ、委員会と放送局との「意見交換会」等を一層、充実させるとともに、視聴者への情報提供の拡大に努めた。

このうち、「意見交換会」と「講師派遣」は、放送倫理検証委員会が松江、福島、名古屋で「意見交換会」を開催したほか、「講師派遣」を12回実施。放送人権委員会は、東京で首都圏の放送局、大阪で近畿地区の放送局、鹿児島で初めて地元の放送局と、合わせて3回の「意見交換会」を開催、講師派遣も5回実施した。青少年委員会は、東京キー局に加え、名古屋と札幌で「意見交換会」を開催、「講師派遣」を3回実施した。このほか、役員や広報担当者が各局の社内研修会などに出向いてBPO全般の活動などを紹介する「講師派遣」を3回実施した。2013年度内に実施した「意見交換会」は9回、BPOの経費負担による「講師派遣」は23回を数えた。なお、2013年度に開催した「意見交換会」の特徴は、より活発な意見交換を目指す方策として、系列局単位での意見交換会(放送倫理検証委員会で2回目)や、県単位での意見交換会を増やしたことが挙げられる。

また、BPO活動に関する情報提供として、メールマガジン「BPO News Letter」を逐次発行して各放送局の担当者に直接送り、3委員会の動向を詳細・迅速に伝えていけるが、2013年度末における登録者はおよそ4,000人となっている。

なお、BPOはNHK・民放連・民放連加盟放送局で構成されているが、年度内に民放連会員社が1社増え、2013年度末現在のBPO構成社数は、NHKと民放連、民放連加盟放送局(205社)であった。

[放送倫理検証委員会]

放送倫理検証委員会は、① 放送倫理を高め、放送番組の質を向上させるため、放送番組の取材・制作のあり方や番組内容などに関する問題の「審議」、② 虚偽の疑いがある番組が放送されたことにより視聴者に著しい誤解を与えた疑いがあると判断した場合の「審理」の二つの機能を担っている。そして、「審議」の結果は『意見』として公表することができる。また、「審理」の結果、放送倫理上問題があると判断した場合は、『見解』『勧告』として当該放送局に通知・公表する。

2013年度、4件の事案を審議し委員会決定(『意見』)を公表したほか、1件の「委員

長コメント」を公表した。なお、2014年4月1日に、フジテレビ『ほこ×たて』「ラジコンカー対決」事案(前年12月の委員会で審議入り)に対する委員会決定(『意見』)を公表している。

放送倫理検証委員会は、2007年に活動を開始して以来、7年間で20事案について「委員会決定」を公表している。

《2013年度に通知・公表した「委員会決定」》

- ・関西テレビ『スーパーニュースアンカー』「インタビュー映像偽装」に関する意見
(2013年8月2日通知・公表)
- ・2013年参議院議員選挙にかかる2番組についての意見(関西テレビ、テレビ熊本)
(2014年1月8日通知・公表)
- ・鹿児島テレビ「他局取材音声の無断使用」に関する意見
(2014年2月10日通知・公表)
- ・日本テレビ『スッキリ!!』「弁護士の“ニセ被害者”紹介」に関する意見
(2014年3月5日通知・公表)

《2014年4月に通知・公表した「委員会決定」》

- ・フジテレビ『ほこ×たて』「ラジコンカー対決」に関する意見
(2014年4月1日通知・公表)

《委員長コメント》

- ・選挙の公平・公正に万全を期すよう全放送局に要請
(2013年4月26日公表)

[放送と人権等権利に関する委員会] (放送人権委員会)

放送人権委員会は、放送番組による人権侵害等に関する「審理」を行い、その結果を『見解』『勧告』として、申立人と当該放送局に通知し公表する。審理対象は、個別放送番組によって生じた名誉・信用・プライバシー等の権利侵害に関する苦情と、これに関する放送倫理上の問題で、苦情申立人と放送局間の話し合いが相容れない場合の「申立て」を原則にしている。

2013年度は3件の審理入りがあり、「委員会決定」3件(『勧告』1、『見解』2)を通知・公表した。「仲介・斡旋事案」「審理対象外とした事案」は、ともになかった。なお、「児童養護施設関連ドラマ」に対する申立てについて、審理事案とする要件を満たしているかどうかなどの検討を2014年度に継続している。〔5月の委員会で、運営規則に照らして審理対象外とすることを決めた〕

また、「委員会決定」を放送局等のより多くの人に正確に理解し活用してもらうため、8月に通知・公表を行った「大津いじめ事件報道に対する申立て」事案から、①「委員会決定文」の構成と、②公表・記者会見の方法を改善した。

放送人権委員会は、B R Cとして1997年に活動を開始してから、17年間で52件の「委員会決定」を公表している。

《2013年度に通知・公表した「委員会決定」》

- ・フジテレビ「大津いじめ事件報道に対する申立て」『見解』：放送倫理上問題あり
(2013年8月9日通知・公表)
- ・朝日放送「大阪市長選関連報道への申立て」『勧告』：放送倫理上重大な問題あり
(2013年10月1日通知・公表)
- ・テレビ東京「宗教団体会員からの申立て」『見解』：放送倫理上問題あり
(2014年1月21日通知・公表)

[放送と青少年に関する委員会]（青少年委員会）

青少年委員会は、青少年に対する放送や番組のあり方に関する視聴者からの意見などを基に審議する。審議の結果、委員の3分の2以上の同意を得た場合、委員会の『見解』として、当該放送局に伝えるとともに、記者会見で公表し、自主的な検討と対応を全放送局に要請する。また、委員会活動の参考のため、中学・高校生から直接意見を聞く「中高生モニター制度」を設け、全国約30人のモニターを募集し、月に1回、テレビ・ラジオ番組に関するリポートを送ってもらい、放送局に番組制作の参考として伝えている。さらに、青少年が視聴する番組の向上に資する調査研究や良質な番組の視聴・講評などを通じて、視聴者と放送局を結ぶ“回路”的役割を担っている。

2013年度は、視聴者意見などを基に26の案件について「討論」を行い、そのうち3事案を「審議」の対象とし、放送局との意見交換もしくは文書回答を要請して審議し、『委員会の考え方』二つを公表し、「BPO報告」とBPOホームページに掲載した。なお、2013年度内に審議入りした3事案のうち1事案については、2014年4月4日に『委員会の考え方』を公表している。

また、1案件について、審議入りはしなかったが、“子どもが主人公のドラマ”に関する「委員長コメント」を2014年4月8日に公表した。

青少年委員会は、2000年の設立以来、14年間で、『見解』3件、『提言・要望』など9件、『委員長談話』1件と、『委員長コメント』1件を公表している。

《2013年度に公表した「委員会の考え方」》

- ・『生爆烈お父さん 27時間テレビスペシャル!!』に関する委員会の考え方
(フジテレビ、2013年10月22日公表)
- ・『最近、妹のようすがちょっとおかしいんだが。』に関する委員会の考え方
(東京MXテレビ・サンテレビ、2014年3月10日公表)

《2014年4月に公表した「委員会の考え方」》

- ・『絶対に笑ってはいけない地球防衛軍24時!』に関する委員会の考え方
(日本テレビ、2014年4月4日公表)

そのほか、名古屋・札幌・東京で、委員と各地の放送局関係者との「意見交換会」を、また、2014年3月に東京のNHK放送センターで、委員とモニターが直接意見交換する「中高生モニターアクション会議」を開催した。

2. 視聴者意見

BPO事務局では、視聴者からテレビ・ラジオの放送や番組についての意見や苦情を受け付け、1日ごとに一覧化して事務局で検討するほか、各委員会での報告や討論・討議・審議・審理などに活用している。視聴者意見のうち、番組名や放送局が特定できるものは、週に1回まとめて当該放送局に通知。また、全国の放送局に共通して参考になると思われる視聴者意見は隔週で、BPOを構成する全放送局に送付している。BPOに寄せられた視聴者意見の概要は、月ごとにまとめて『BPO報告』やBPOホームページで公表している。

2013年度の意見総数は17,765件だった。年間2万件前後で定着傾向にある。そのうち、当該放送局に通知した意見数は8,241件だった。近年、メールで寄せられる意見が増加しており、全体の7割を超えていた。続いて電話が2割強だった。

3. 評議員会・理事会

BPOは、NHK・民放連・民放連加盟放送事業者が運営の基盤を担っているが、三つの委員会の活動は、それぞれ第三者性を確保し、独立して運営されている。

BPOの運営に責任を持つ「理事会」は、放送事業者の役職員の経験のないことが要件となる理事長と、理事長が選ぶ放送局と関係のない理事3人、NHK選出理事3人、民放連選出理事3人の、計10人で構成されている。

また、3委員会の委員の選出は、理事会が選出する評議員で構成される「評議員会」(放送事業者の役職員を除く有識者7人以内で構成)が選出する。選出される委員も放送局の役職員であってはならないことが規定されている。

こうした仕組みにより、委員会の独立性を確保している。

(1) 理事会

2013年度第1回理事会を5月29日に開催し、2012年度の業務報告および決算を承認するとともに、2013年度収支予算の補正を承認した。

第2回理事会を2014年3月20日に開催し、2014年度の事業計画および収支予算などを承認。また、2013年度末で退任するBPO役員に代わる新任役員の所定の選任手続きがとられた。さらに、2名の評議員の再任、2013年12月末で退任した評議員の後任について提案があった。

(2) 評議員会

2013年度の評議員会は持ち回りで開催することとし、放送倫理検証委員会委員一人の選任を行った。同委員会の水島久光・委員長代行の任期満了による退任に伴うもの。

○ 放送倫理検証委員会 <新任>

藤田真文（法政大学・社会学部教授）

4. 事務局運営

(1) 事業計画および収支予算

2013年度事業計画および収支予算は、2012年度第2回理事会(2013年3月13日開催)で決定された。

2013年度収支予算は、事業活動収入として約4億500万円、事業活動支出として約4億2800万円を計上。収入は、NHK・民放連・民放連加盟各社からの会費収入がほぼ全額を占める。

(2) 事務局の体制

2013年度の事務局は、理事長(非常勤)、専務理事、理事・事務局長と、「放送倫理検証委員会」担当調査役5人、「放送人権委員会」担当調査役6人(非常勤の法律専門調査役1人を含む)、「青少年委員会」担当調査役3人、「視聴者対応」担当者7人(常勤3人、パートタイム3人…うち2人が日勤)、広報3人・総務4人(うち兼務1人)の、計30人の体制により、各委員会の審理・審議等の円滑な運営を図る補佐業務、視聴者意見の受け付けなどを行った。

5. 委員会共通活動

(1) 「BPO事例研究会」の開催

BPO3委員会の『勧告』『見解』『意見』など委員会決定への理解を深め、日々の取材・制作活動に生かしてもらうため、委員と各放送局の担当者が委員会の判断などを題材に直接、意見を交わす「事例研究会」を東京で2回開催した。〔回数は通算〕

○ 第7回「BPO事例研究会」(2013年8月1日開催)

放送人権委員会の「肺がん治療薬イレッサ報道への申立て」「国家試験の元試験委員からの申立て」の2事案についての委員会決定、青少年委員会の「昼のドラマ『幸せの時間』に関する委員長談話」について取り上げ、それぞれ、判断の説明と質疑を行った。全国から24社83人が参加した。

○ 第8回「BPO事例研究会」(2014年2月26日開催)

放送人権委員会の「大津いじめ事件報道に対する申立て」「大阪市長選関連報道への申立て」の2事案についての委員会決定、放送倫理検証委員会の「『インタビュー映像偽装』に関する意見」について、いずれも放送局の協力でVTRを視聴した後、委員会の判断の説明と質疑などを行った。全国から33社98人が参加した。

(2) 2013年度「BPO年次報告会」の開催(2014年3月17日)

2013年度のBPO活動を中心に、3委員会の委員長が報告する「BPO年次報告会」を東京の千代田放送会館で開催し、全国の放送局から60社118人が参加した。

2013年度はBPO発足10年の節目であることから、過去9年間にわたり委員を務めたノンフィクション作家の吉岡忍さん(前・放送倫理検証委員会委員長代行)が、“外から見たBPO、BPOは何を伝えなければならないのか”をテーマに基調講演を行った。

続いて、3委員会の委員長が、1年間に公表した委員会決定などについて経緯や判断、

問題点などを報告するとともに、それらを踏まえた“今後の放送に望むこと”などを壇上で語った。

また、2014年度から放送倫理検証委員会の委員一人が交代するため、新委員の紹介が行われた。

年次報告会の模様は、『BPO報告』No. 135号に2013年次報告会特集号として掲載し、関係各所に広く配布するとともに、BPOホームページに掲載。さらに、基調講演の模様などを「You TubeのBPOチャンネル」で配信した。

6. 広報活動

(1) BPO発足10周年記念シンポジウムの開催と動画配信

BPOは2013年度に発足10周年を迎えた。これに合わせて12月10日、東京国際フォーラムで記念シンポジウム“テレビよ、変われ！テレビよ、変わるな！”を開催した。

メディア変革期の今、「テレビが信頼され、愛され続けるメディアであるためには、何を変え、何を変えてはいけないのか」をテーマにしたもの。冒頭、演出家でテレビマニユニオン取締役の今野勉さんが「テレビ60年、今、テレビのポジションは？」をテーマに、キーノートスピーチを行った。続いて、フリーアナウンサー八木亜希子さんの司会で、ジャーナリストの江川紹子さん、教育評論家で元BPO青少年委員会副委員長の尾木直樹さん、演出家のテリー伊藤さんの3人によるパネルディスカッションが行われた。全国の放送局などから180人が参加した。

このシンポジウムの模様は、「You TubeのBPOチャンネル」で配信している。

<http://www.youtube.com/user/bpochannel/featured>

また、同様に、BPO発足10周年事業として冊子『BPO 10年のあゆみ』を2014年4月に刊行した。
[「(8) 刊行物」の項を参照]

(2) メールマガジンの発行

BPOの1ヶ月の動きを、登録者(BPO構成員各社および関係制作会社に携わる人を対象)に直接、毎月上旬にメールで配信。記事をクリックするとBPOホームページの詳細内容が表示されるように工夫し、月に1回、配信を見れば、BPO3委員会の活動概要がわかり、関心を持った項目があれば詳細内容が表示されるようにした。2012年11月から発行し、現在、登録者は約4,000人にのぼる。

メールマガジンの配信希望登録は、発行されたメールマガの「事務局から」の欄に、「メールマガジンの登録と配信停止は、こちらをご覧ください」と、次のURLが記載されている。[\[http://www.bpo.gr.jp/mail/account.html\]](http://www.bpo.gr.jp/mail/account.html)

(3) 記者会見

年度内に、放送倫理検証委員会の『意見』4件と、放送人権委員会の『勧告』1件・『見解』2件の委員会決定を、当該放送局への通知後に、記者会見を開いて公表した。なお、放送倫理検証委員会は2014年4月1日、フジテレビの『ほこ×たて』「ラジコンカー対決」事案(前年12月の委員会で審議入り)に対する『意見』を記者会見を開いて公

表している。

《《2013年度に開催した「記者会見」》

- ・関西テレビ『スーパーニュースアンカー』「インタビュー映像偽装」に関する意見
(2013年8月2日)
- ・フジテレビ「大津いじめ事件報道に対する申立て」『見解』：放送倫理上問題あり
(2013年8月9日)
- ・朝日放送「大阪市長選関連報道への申立て」『勧告』：放送倫理上重大な問題あり
(2013年10月1日)
- ・2013年参議院議員選挙にかかる2番組についての意見(関西テレビ、テレビ熊本)
(2014年1月8日)
- ・テレビ東京「宗教団体会員からの申立て」『見解』：放送倫理上問題あり
(2014年1月21日)
- ・鹿児島テレビ「他局取材音声の無断使用」に関する意見
(2014年2月10日)
- ・日本テレビ『スッキリ!!』「弁護士の“ニセ被害者”紹介」に関する意見
(2014年3月5日)

《《2014年4月に開催した「記者会見」》

- ・フジテレビ『ほこ×たて』「ラジコンカー対決」に関する意見
(2014年4月1日)

(4) ニュースリリース

インターネット上のBPO情報の発信の一つとして、記者会見した委員会決定などをインターネットのニュースリリース会社を通じて配信した。

2013年度は、放送倫理検証委員会の『意見』4件と、放送人権委員会の『勧告』1件・『見解』2件を配信した。

(5) 告知スポット

- ・2013年度～2014年度用のBPO-PRスポットの放送

2012年度に制作した新しいBPOの告知スポットの放送をBPO構成員放送局にお願いしている。

今回のBPO-PRスポットは、コマ撮りアニメの人形フリップで、テレビは“観たいテレビ”篇(15秒)、ラジオは“聴きたいラジオ”篇(20秒・40秒)の合計3種類。



2013年度中にBPO構成員各放送局でオンエアされた放送実績は次のとおり。

・2013年度告知スポット実績

回答177社(対象206社)

テ レ ビ			ラ ジ オ		
総放送回数	20,583回	100 %	総放送回数	28,174回	100 %
7:00～19:00	3,187	15.5	7:00～19:00	9,258	32.9
19:00～23:00	1,690	8.2	19:00～23:00	3,457	12.3
23:00～7:00	15,430	75.0	23:00～7:00	13,336	47.3
その他(不明)	276	1.3	その他(不明)	2,123	7.5

(6) 講 師 派 遣

BPOが経費を負担して、委員や役員、調査役を依頼のあった放送局や決定事案の当該局に派遣する制度。2013年度は23回実施した。2012年度は26回だった。

同制度は2011年度からスタートし、各社の社内研修や意見交換など様々な形式で、BPO3委員会委員や役員、調査役が出向いて、放送局で働く人たちと放送倫理について考える場となっている。

2013年度 講師派遣

実施日	局名	講師	テーマ	当該局
5月	NHK福岡放送局	検証委・小町谷代行／統括調査役	選挙報道と放送倫理	
5月	中京テレビ	人権委・統括調査役／広報担当	知る権利と人権	
9月	テレビ静岡	検証委・統括調査役／広報担当	放送倫理とBPOについて	
9月	関西テレビ	検証委・升味委員／調査役	映像偽装問題についての当該局研修	○
10月	フジテレビ	人権委・三宅委員長・奥代行・大石委員／調査役	大津いじめ事案申立	○
10月	NHK松山放送局	検証委・小町谷代行／統括調査役	放送倫理違反を「5つの視点」で紐解く	
10月	熊本朝日放送	検証委・小町谷代行／統括調査役	放送倫理違反の実態を紐解く	
11月	九州朝日放送	検証委・小町谷代行／統括調査役	ニュースの現場から放送倫理を考える	
11月	朝日放送	人権委・三宅委員長・曾我部委員／統括調査役、調査役2名	当該局研修・大阪市長選関連報道事案	○
11月	静岡放送	事務局長	放送倫理とBPOの活動について	
12月	東海テレビ	検証委・水島代行／統括調査役	検証委員会の事例と考え方	
12月	テレビ大阪	検証委・小町谷代行／統括調査役	検証委員会の事例から「事実と虚像の狭間」	
12月	北海道文化放送	広報担当	BPO活動全般と情報番組での留意点	
1月	中京テレビ	検証委・小町谷代行／統括調査役	なぜ、ミスが繰り返されるのか～事実と虚偽の境界にあるもの	
1月	山口放送	事務局長	BPO発足の経緯と放送の使命・自律	
2月	関西テレビ	検証委・水島代行／調査役	当該局研修	○
2月	名古屋テレビ	青少年委・汐見委員長・最相委員／統括調査役	情報番組・バラエティー番組の現状と表現	
2月	テレビ愛知	人権委・三宅委員長／調査役	人権委員会のこの3年間の活動報告	
2月	鹿児島放送	検証委・小町谷代行／統括調査役	虚偽放送と選挙報道	
3月	中部日本放送	青少年委・加藤副委員長／調査役	青少年委員会	
3月	テレビ東京	人権委・三宅委員長・市川委員・田中委員／事務局長・統括調査役・調査役2名	宗教団体会員からの申立て事案	○
3月	NOTTV(mmbi)	青少年委・小田桐委員／調査役	青少年委員会の活動	
3月	テレビ熊本	検証委・渋谷委員／調査役	参院選関連2事案の当該局研修	○

(7) 外部講師

5月8、13、 21日	事務局長、検証委統括、 人権委統括	NHK研修センター 「放送人基礎研修」
5月29日	事務局長	民放連・放送基準審議会 BPO活動説明
7月12日	専務理事	NHK考查室 BPO業務説明
7月25日	事務局長	民放連・全国考查責任者会議
9月26日	専務理事、人権委統括、 広報統括	中国伝媒大学教員2名、BPO業務説明・意見交換。テレビ朝日を通じ、申し込み。
11月14日	三宅人権委員長	民放連・報道研修会
12月17日	事務局長、広報統括	韓国MBC局関係8名。BPO業務の説明。フジテレビを通じ、申し込み。
1月28日	検証委統括	NHK研修センター 「NHK・民放 現場に学ぶ放送コンプライアンス」
3月13日	理事長、専務理事、事務局長、 人権委統括	韓国KCS幹部2名

(8) 刊行物

① 冊子『BPO 10年のあゆみ』の刊行

2013年度にBPOが発足して10年を迎えたことから、冊子『BPO 10年のあゆみ』(A5版、304頁)を2014年4月1日に刊行した。

『BPO 10年のあゆみ』は、これまで3委員会の委員や役員をお務めいただいた、あるいは、お務めいただいている方々による「関係者から見たBPO」、BPO創生期に支援してくださった有識者やメディア研究者の方々による「有識者・研究者から見たBPO」の2部で構成。総勢47人の皆さんに、インタビューしたり、ご寄稿いただいたりした原稿をまとめたもの。

各分野で活躍する皆さんに、「三つの第三者委員会と、それを運営するBPOへの期待」を語っていただいた。巻末には、「BPO発足の経緯」や「3委員会の機能と役割」「視聴者意見の推移」なども掲載した。

同冊子は、BPO構成員全放送局のほか、メディア研究者や関係各方面に広く配布した。

② 月報『BPO報告』の発行

BPOでは、『BPO報告』を毎月15日付で発行し、毎月の3委員会の活動状況や視聴者意見、事務局の活動概要を掲載して約7,000部を印刷。構成員各放送局に配付したほか、有識者や弁護士会、メディア研究者などに送付した。他に、「BPO10周年記念シンポジウム特集号」「2013年度年次報告会特集号」(No.135)を発行した。

③ 『BPO年次報告書』の発行

『BPO年次報告書 2012年度』(2,700部印刷)を7月に作成し、構成員各放送局等に広く配布した。

④ 『BPO委員会決定集』の発行

「2013年度 BPO委員会決定集」(300部印刷)を2014年3月17日開催の「BPO年次報告会」に合わせて作成し、構成員各放送局に配付した。

⑤ 青少年委員会「中高生モニターミーティング」報告書の発行

2013年3月に開催した「2012年度 中高生モニターミーティング」の内容を収録した報告書(1,400部印刷)を8月に作成し、構成員各放送局等に配布した。

⑥ 青少年委員会「意見交換会(名古屋)」報告書の発行

青少年委員会は“視聴者と放送業者を結ぶ回路”としての役割を果たすため、9月3日に名古屋市で「バラエティ一番組・情報系番組の表現について」をテーマに、在名テレビ6局との意見交換会を開催。この名古屋地区での意見交換会の内容を冊子にまとめ、2014年5月に刊行し(800部印刷)、構成員各放送局等に配布した。

II. 放送倫理検証委員会

1. 委員会の活動記録	19
2. 関西テレビ「インタビュー映像偽装」についての審議	22
3. 「2013年参議院議員選挙にかかる2番組」についての審議	23
4. 鹿児島テレビ「他局取材音声の無断使用」についての審議	23
5. 日本テレビ『スッキリ!!』「弁護士の“ニセ被害者”紹介」 についての審議	24
6. フジテレビ『ほこ×たて』「ラジコンカー対決」についての審議	25
7. 委員長コメント	26
8. 主な討議事項	27
9. その他の活動	27
10. 放送倫理検証委員会「委員会決定」 (勧告・見解・意見)・提言一覧	29

II. 放送倫理検証委員会

1. 委員会の活動記録

委員会等	月 日	主な内容 (●は審理事案、◎は審議事案、○は討議事案) *印の項目は「主な討議事項」参照
第70回	2013年 4月12日	◎関西テレビの報道番組『スーパーニュースアンカー』で、別人の映像を情報提供者と偽装して放送していたことが新聞報道で判明。取材・制作の過程だけでなく放送後の対応にも放送倫理上の問題は明らかであるとして審議入りを決定（「映像偽装」事案）。 ○フジテレビのバラエティ一番組『VS嵐』で、知事選挙期間中に現職候補者の映像を放送。選挙の公平性・公正性に万全を期すように求めた3年前の意見書の趣旨が徹底されていないとして、「委員長コメント」を公表して注意喚起を行うことを決定。
委員長コメ ントの公表	4月26日	フジテレビ『VS嵐』で知事選挙期間中に現職候補者の映像を放送したことに対し「委員長コメント」を公表。
第71回	5月10日	◎「映像偽装」事案は、関係者へのヒアリングの結果を担当委員が報告し、意見交換。次回も継続。
第72回	6月14日	◎「映像偽装」事案は、担当委員から提出された意見書原案に基づいて意見交換。次回も継続。
第73回	7月12日	◎「映像偽装」事案は、担当委員が前回の議論を踏まえて作成した意見書修正案に基づいて意見を交換。表現の細部の修正を委員長に一任して修正案を了承。委員会決定を8月初めに通知・公表へ。
委員会決定 の通知・公表	8月2日	「映像偽装」事案を「インタビュー映像偽装」に関する意見（委員会決定第16号）として関西テレビに通知し、記者会見で公表。
第74回	9月13日	◎関西テレビの報道番組『スーパーニュースアンカー』で、参院選公示予定日まで1ヵ月を切った時期に、特定の比例代表立候補予定者のみを紹介。テレビ熊本では、特定の比例代表候補者がVTR出演していたバラエティ一番組『百識王』を参院選投票日に放送。いずれも選挙の公平・公正性を守るよう求めた3年前の意見書や、今年4月に公表した委員長コメントの趣旨が生かされなかったとして、一括して審議入りを決定（「参院選2番組」事案）。 ◎日本テレビの情報番組『スッキリ！！』で、インターネット詐欺の「ニセ被害者」を真の被害者として紹介し、外部からの指摘を受けてお詫び放送をした。弁護士からの紹介というだけで信用し十分な裏付け取材を行わなかったとして審議入りを決定（「ニセ被害者」事案）。
第75回	10月11日	◎鹿児島テレビの2つのローカル番組『ゆうテレ』と『チャンネル8』で、他局が取材した音声を無断で受信し放送に使用した。電波法違反の疑いもあり、不正な取材が行われた経緯を明らかにする必要があるとして審議入りを決定（「音声無断使用」事案）。 ○「参院選2番組」事案は、担当委員から当該局2局に対するヒア

委員会等	月 日	主な内容（●は審理事案、○は審議事案、○は討議事案） ＊印の項目は「主な討議事項」参照
		リングの概要が報告され、意見交換。次回も継続。 ○「ニセ被害者」事案も、担当委員から当該局へのヒアリングの概要が報告され、意見交換。次回も継続。
第76回	11月 8 日	○「参院選2番組」事案は、担当委員から提出された「意見書原案」に基づいて意見交換。次回も継続。 ○「ニセ被害者」事案についても、担当委員から出された「意見書原案」に基づいて意見交換。次回も継続。 ○「音声無断使用」事案は、当該局に対するヒアリングの概要が担当委員から報告され、意見交換。次回も継続。 ○関西テレビ『スーパーNEWSアンカー』「インタビュー映像偽装」に関する意見について、当該局の対応報告書を了承。 ○フジテレビのバラエティ一番組『ほこ×たて 2時間スペシャル』で、出演者が「ラジコンカー対決が編集で偽造された」と告発し、当該局は番組の打ち切りを決定。不明な点も多いため、より詳しい報告書を求めて討議を継続。
意見交換会	11月 20 日	放送倫理検証委員会の委員3人と、島根・鳥取両県を中心とした放送局7局との意見交換会を松江市で開催。
意見交換会	12月 4 日	放送倫理検証委員会の委員3人と、福島県内の放送局7局との意見交換会を福島市で開催。
第77回	12月 13 日	○フジテレビの『ほこ×たて 2時間スペシャル』を継続討議。真剣勝負を標榜した番組に対する視聴者の信頼を裏切ったとして審議入りを決定（「ラジコンカー対決」事案）。 ○「参院選2番組」事案は、担当委員が前回の議論を踏まえて作成した意見書修正案に基づいて意見交換。表現の細部の修正を委員長に一任して修正案を了承。1月初めに通知・公表へ。 ○「ニセ被害者」事案は、担当委員が提出した意見書修正案に基づいて意見交換。次回も継続。 ○「音声無断使用」事案は、担当委員が提出した意見書原案に基づいて意見交換。次回も継続。
委員会決定 の通知・公表	2014年 1月 8 日	「参院選2番組」事案を、2013年参議院議員選挙にかかる2番組についての意見（委員会決定第17号）として関西テレビとテレビ熊本に通知し、記者会見で公表。
第78回	1月 10 日	○「ニセ被害者」事案は、担当委員が提出した再修正案に基づいて意見交換。次回も継続。 ○「音声無断使用」事案は、担当委員が提出した意見書修正案に基づいて意見交換。この議論を踏まえて一部手直ししたものを、了承が得られた時点で通知・公表へ。 ○「ラジコンカー対決」事案は、当該局へのヒアリング実施に向けて、論点整理を中心に意見交換。次回も継続。

委員会等	月 日	主な内容（●は審理事案、○は審議事案、○は討議事案） ＊印の項目は「主な討議事項」参照
意見交換会	1月23日	放送倫理検証委員会の委員2人と、北陸・甲信越・東海エリアの日本テレビ系列局8局との意見交換会を名古屋市で開催。
委員会決定の通知・公表	2月10日	「音声無断使用」事案を、「他局取材音声の無断使用」に関する意見（委員会決定第18号）として鹿児島テレビに通知し、記者会見で公表。
第79回	2月14日	<p>◎「ニセ被害者」事案は、担当委員から提出された意見書最終案に基づいて意見交換。細部の手直しを委員長に一任して、3月上旬に通知・公表へ。</p> <p>◎「ラジコンカー対決」事案は、当該局へのヒアリングを踏まえた意見書原案が担当委員から提出され、意見交換。次回も継続。</p> <p>*○毎日放送の情報番組『せやねん！』で、他局の放送内容の一部を無断で引用した。映像・音声をそのまま使用したわけではないこと、謝罪とお詫び放送が迅速で相手局もそれを受け入れていることから、審議入りはせず。</p> <p>*○「全聾で被爆2世の作曲家」と称していた佐村河内守氏の虚偽問題が発覚、NHKと在京民放キー局から、関連する番組のデータと、一部の局については映像と報告書の提供を求め、討議することを決定（「佐村河内氏」事案）。</p>
委員会決定の通知・公表	3月5日	「ニセ被害者」事案を、「弁護士の“ニセ被害者”紹介」に関する意見（委員会決定第19号）として日本テレビに通知し、記者会見で公表。
第80回	3月14日	<p>◎「ラジコンカー対決」事案は、提出された意見書修正案に基づいて意見交換。意見はほぼ集約されたとして、4月初めの通知・公表を目指して細部の表現の最終修正へ。</p> <p>*○「佐村河内氏」事案は、放送実績のある5局から、さらにあわせて6本の番組映像の提供を求めて、次回も討議を継続。</p>
委員会決定の通知・公表	4月1日	「ラジコンカー対決」事案を、「ラジコンカー対決」に関する意見（委員会決定第20号）としてフジテレビに通知し、記者会見で公表。

(注) 「討議」「審議」「審理」について

放送番組の取材・制作のあり方や番組内容などについて、委員会が放送倫理上の問題がないかどうかを論議するのが「**討議**」。

「**討議**」の結果、放送局側への報告の依頼などを含めて、さらに論議を深める必要がある場合には「**審議**」に入り、「意見」等を公表することができる。

虚偽・捏造の放送がなされた場合は「**審理**」を行い、「見解」「勧告」を出す。また、特別調査チームを編成し当該局に対して事実調査を行うことができる。

2. 関西テレビ「インタビュー映像偽装」についての審議

関西テレビの夕方のローカル報道番組『スーパーニュースアンカー』（2012年11月30日放送）は、「大阪市職員 兼業の実態」と題した特集企画で、兼業の実態を証言する“情報提供者”的なインタビューを放送した。その際、音声は提供者本人の声にボイスチェンジを施したものだったが、映像は取材スタッフの後姿にモザイクをかけて偽装したものだった。この撮影は担当記者の判断によって行われたが、放送まで10日以上もあったにもかかわらず、デスクや編集責任者など上司への相談や報告はなく、内部チェックは機能しなかった。

放送終了後に問題が表面化したあと、報道局をはじめ、コンプライアンス担当者の会議などでも、問題点を探り再発を防ぐための議論が行われたが、視聴者への説明やお詫びをしたのは、2013年3月13日に新聞報道がされたあとで、放送から3ヵ月以上が経過していた。

第70回委員会（4月12日）では、取材・制作の手法にも、放送後の対応にも、放送倫理上の問題があることは明らかだとして、審議入りを決めた。委員からは、「声は情報提供者本人なのだから、映像は別人でいいということが、報道の世界で通用するはずがない。この手法は誠実ではない」「放送後の対応があまりに悪すぎる。報道に対する信頼性を失わせかねない」などの意見が出された。

第71回委員会（5月10日）では、当該局へのヒアリングが、担当記者やカメラマンだけではなく、コンプライアンス担当者などを含む14人を対象に行われたことが報告された。また、当該局で6年前に起きた「あるある問題」の反省や教訓が、生かされているかどうかについての意見交換も行われた。

第72回委員会（6月14日）では、担当委員から提出された「意見書原案」をもとに議論がかわされた。原案では、「なぜ問題の映像が撮影されたのか?」「なぜ社内のチェックが機能しなかったのか?」「なぜ視聴者に対する速やかな説明がされなかつたのか?」の3つのステージごとに課題や問題点が整理され、次回委員会までに担当委員が修正案を作成することになった。

第73回委員会（7月12日）では、担当委員が作成した「意見書修正案」をもとに、意見交換が行われた結果、表現の細部の修正を委員長に一任して委員会の意見とすることで、委員全員の了承が得られた。

8月2日、当該局に対して「インタビュー映像偽装」に関する意見（委員会決定第16号）を通知し、続いて公表の記者会見を行った。「意見」では、社内でのチェックが機能せず問題の映像を放送してしまったこと、問題発覚後これを視聴者に伝えない決定をしたとの2点について放送倫理に違反すると判断した。そのうえで、今回の問題の本質は、関西テレビがいう「不適切な映像表現」ではなく、テレビを通じてモザイク映像の放送を容認している視聴者の信頼を裏切る「許されない映像」が放送されたことにあると指摘した。

〔『B P O 報告』No. 126、ホームページ参照〕

3. 「2013年参議院議員選挙にかかる2番組」についての審議

2013年の参議院議員通常選挙（7月4日公示、7月21日投開票）に関連して、選挙の公平・公正性を損ない特定の立候補予定者や立候補者を利するのではないかと思われる事案が、2件確認された。

関西テレビの報道番組『スーパーニュースアンカー』は、公示予定日の24日前の6月10日にインターネットでの選挙運動解禁を特集企画で取り上げた際に、自民党の比例代表選挙の立候補予定者だった元大阪府知事の選挙準備活動だけを約2分間紹介した。日本民間放送連盟の放送基準（12）では「選挙事前運動の疑いがあるものは取り扱わない」と定め、その解説文の中で、立候補予定者の出演については「少なくとも公示（告示）の1ヵ月前までには取りやめることが望ましい」としている。

またテレビ熊本が投票日当日の午前中に放送した情報バラエティー番組『百識王』には、自民党の比例代表候補が著名経済人として約2分間VTR出演していた。

第74回委員会（9月13日）では、3年前に出した「参議院議員選挙にかかる4番組についての意見」（委員会決定第9号）や、2013年4月に公表した委員長コメントなどで、民主主義の根幹である選挙に関する放送の公平・公正性について、繰り返し注意を喚起したにもかかわらず、同様の事案が発生したことを重く見て、上記2番組を一括して審議入りすることを決めた。

第75回委員会（10月11日）では、両局の関係者に対して実施したヒアリングの結果が担当委員から報告され、第76回委員会（11月8日）では意見書原案が提出されて、2つの番組の問題点や、今後同じことが繰り返されないためには何を指摘するかなどについて、議論が重ねられた。

第77回委員会（12月13日）で、それまでの議論を反映した意見書修正案が基本的に了承され、2014年1月8日に「2013年参議院議員選挙にかかる2番組についての意見」（委員会決定第17号）として、関西テレビとテレビ熊本に通知し、公表した。

「意見」では、2つの番組について選挙の公平・公正性を損なう放送倫理違反があつたと判断した上で、選挙にかかる放送倫理違反の再発防止に向けて、放送業界全体で共有してほしいこととして、「心の秤（はかり）をイメージしよう」「組織や陣形を整えよう」などの提言を盛り込んだ。

〔BPO報告〕No.131、ホームページ参照〕

4. 鹿児島テレビ「他局取材音声の無断使用」についての審議

鹿児島テレビは、夕方のローカル情報番組『ゆうテレ』と週末の昼前の番組『チャンネル8』で、全国高校総体に出場した男子新体操部を2013年6月と8月にあわせて3回紹介した。その際、選手を激励する監督の声をあわせて約2分間放送したが、これは他局の取材音声を無断で受信・録音したものだった。電波法59条は、特定の相手方に対して行われ

る無線通信を傍受して窃用することを禁じている。

第75回委員会（10月11日）では、取材クルーが不正な方法で取材したうえ、それを放送で使用したことは悪質で、放送倫理上も許されない行為であるとして審議の対象とすることを決め、ディレクターら関係者へのヒアリングを行うことになった。

第76回委員会（11月8日）では、取材ディレクターやカメラマン、音声マンなど6人を対象に実施したヒアリングの概要が、担当委員から報告された。「ディレクターはなぜ他局の音声を窃用したのか」「取材した3人に違法だという認識はあったのか」「放送局や関連会社ではどのような社員教育や研修が実施されていたのか」などについての説明と意見交換が行われた。

第77回委員会（12月13日）では、担当委員から「意見書原案」が提出され、問題の背景に地方の放送局ならではの課題があるのではないかといった論点も含めて意見が交わされた。

第78回委員会（2014年1月10日）では、担当委員から意見書の修正案が提出された。意見交換の結果、一部手直しをした案を作成し、特に異論がなければそれを委員会の意見とすることが了解されたので、次回委員会までに、意見の通知・公表の記者会見を行うことになった。

2月10日、「他局取材音声の無断使用」に関する意見を、委員会決定第18号として鹿児島テレビに通知し、公表の記者会見を行った。「意見」は、取材クルーが認識していなかったとは言え、電波法違反があったことは明白なうえに、「取材・制作の過程を適正に保つようつとめる」と定めた放送倫理基本綱領の規定にも反しているなどとして、放送倫理に違反していると判断した。そのうえで、編集過程で音声の無断使用をチェックできなかった制作体制にも問題があったなどと指摘した。〔『B P O報告』No. 132、ホームページ参照〕

5. 日本テレビ『スッキリ！！』「弁護士の“ニセ被害者”紹介」についての審議

日本テレビの朝の情報番組『スッキリ！！』は、2012年2月29日と6月1日の2回にわたりインターネット詐欺を特集したが、その被害者として出演し詐欺の手口や被害の実態などを語った男女2人は、実は被害者ではなく、同じ番組に出演したネット詐欺専門の弁護士の当時の所属法律事務所の職員だった。この2つの特集は別のディレクターが担当したが、いずれも弁護士からの紹介だったため信用して、裏づけ取材や人物の身元確認をきちんとしないまま出演させていた。

第74回委員会（9月13日）で審議入りし、第75回委員会（10月11日）では、取材ディレクターやプロデューサー、それに制作を担当した情報カルチャー局の幹部など、11人に対して実施したヒアリングの概要が報告された。また、担当部局が異なるとはいえ、当該局で続発した類似事案の反省と教訓から講じられた再発防止策についての説明なども行われ

た。

それらをもとに第76回委員会（11月8日）で担当委員から意見書の原案が示され、続く第77回委員会（12月13日）と第78回委員会（1月10日）では、社会的信頼度が高い弁護士の紹介で始まった、取材から放送にいたる過程に過失があると断定することの是非や、問題発覚後の丁寧で分かりやすいお詫び放送をどう判断するかなどについて、質疑や意見交換が行われた。そして、第79回委員会（2月14日）で最終的な意見書案について意見交換が行われ、「放送倫理違反とまでは言えない」という判断を意見として公表することで全員の一致が得られた。

委員会は3月5日、「弁護士の“ニセ被害者”紹介」に関する意見（委員会決定第19号）を、日本テレビに通知し、公表した。

「意見」は、まず、弁護士の紹介と説明に全面的に依存して、それ以外の裏付け調査をほとんど全く行わずに、日本テレビが「ニセ被害者」の証言を放送し、視聴者の信頼を損なったことは紛れもない事実であると指摘した。しかし、「ニセ被害者」を紹介しインタビューにも立ち合うなど取材時の状況から、客観的な裏付け証拠に代わる弁護士の保証があったと考えられるなどとして、放送時点において被害者と信じる相応の理由や根拠は存在したと説明、インターネット詐欺という新しい問題に取り組んだ番組制作の意欲を委縮させてはいけないことなどを考慮して、「裏付け取材の不足は否めないものの、放送倫理違反があるとまでは言えないと判断する」と結論づけた。

さらに、委員会からの問題提起として、「顔なし映像のデメリットを考えてほしい」「『専門家』に対する過度の依存を考え直してほしい」「取材・制作現場が萎縮しないように留意してほしい」という3つの提言を行った。〔B P O報告』No.133、ホームページ参照〕

6. フジテレビ『ほこ×たて』「ラジコンカー対決」についての審議

矛盾する両者の真剣勝負を売り物にするフジテレビのバラエティ番組『ほこ×たて』の2時間スペシャル版として、2013年10月20日に放送された番組の中に「スナイパー軍団対ラジコン軍団」の対決があった。これに出演したラジコンカーの操作者が、放送3日後に所属する会社のウェブサイトに「対決内容を偽造して編集したものが放送された」と公表し、問題が発覚した。

これを受けて当該局は、番組のディレクターやチーフプロデューサー、それに制作会社の関係者などを対象に内部調査を実施した結果、「視聴者の皆様の期待と信頼を裏切る行為が確認された以上、番組の継続は不可能」として、番組の打ち切りを決めた。

第76回委員会（11月8日）では、当該局から提出された報告書をもとに討議を行った結果、委員会として質問書を作成し、ロケや編集過程での疑問点を中心に再度報告を求めて、討議を継続することになった。

第77回委員会（12月13日）では、当該局が改めて提出した詳細な報告書をもとに意見交換をした結果、真剣勝負を標榜した番組である以上、それを信じて番組を見ていた視聴者

の信頼を裏切ったと言わざるを得ないとして、審議入りすることを決めた。委員会は上記番組のほか、同じような問題があったことを当該局が認めている、2011年10月16日と2012年10月21日放送の『ほこ×たて 2時間スペシャル』についても審議の対象とした。

第78回委員会（1月10日）では、1月中旬から始まるヒアリングに向けて論点を整理したほか、3本の対象番組をどのように取り扱うかについても意見交換を行った。

第79回委員会（2月14日）では、ヒアリングの結果を踏まえて、担当委員から「意見書原案」が示された。取材・制作の過程で何が起きたのか、背景にはどんな課題や問題点が潜んでいたのかなどについて意見交換の結果、ほぼ論点は整理できたとして、担当委員が「意見書修正案」を作成することになった。

第80回委員会（3月14日）では、「意見書修正案」が担当委員から示された。議論の結果、意見の集約がほぼ図られたとして、通知と公表の記者会見を行うことになった。

4月1日、「ラジコンカー対決」に関する意見（委員会決定第20号）をフジテレビに通知し、続いて公表の記者会見を行った。「意見」では、「ない対決を、ある」としたことや制作体制の組織的な問題などを指摘して、「番組の制作過程が適正であったとは言い難く、重大な放送倫理違反があった」と指摘した。また、あわせて審議の対象とした2011年と2012年の2回の放送については、当事者間で議論をつくし、できればその結果を公表してもらいたいと要望した。

[『B P O 報告』No. 134、ホームページ参照]

7. 委員長コメント

選挙の公平・公正に万全を期すよう全放送局に要請

(フジテレビ 2013年4月26日)

フジテレビのバラエティ番組『V S 嵐』は、千葉県知事選挙期間中の2013年3月、現職知事の映像を約10秒間放送した。番組の過去の映像を総集編的に放送した中に、知事が前年11月に出演したものが含まれていた。制作担当者には選挙期間中であるという認識がなく、局内のチェックも機能しなかった。

委員会は、参議院選挙を目前に控えて、選挙の公平性・公正性に万全を期すよう求めた3年前の意見（委員会決定第9号）の趣旨が徹底されていないとして、審議入りはしないものの、委員長コメントを公表して「選挙の公平・公正性を守るという意識を高めることと、選挙の公平・公正性を守るために必要なチェックの仕組みがきちんと構築されているかどうかを再点検すること」をすべての放送局に要請した。

[『B P O 報告』No. 123、ホームページ参照]

8. 主な討議事項

○他局番組の内容の一部を無断で引用

(毎日放送『せやねん!』2013年12月7日放送)

最近被害が急増している特殊詐欺の一つとして、情報番組『せやねん！』が取り上げたダイヤモンド詐欺の特集は、2日前に讀賣テレビの報道番組『かんさい情報ねっとten.』で放送された特集「モクゲキ～ダイヤモンド劇場型詐欺」の手口や被害金額などの情報を、無断で引用していたことが判明した。

担当した構成作家やチーフ・ディレクターは、讀賣テレビの特集がすでに多くのメディアで報道された「周知のもの」と思い込み、またチェック役のチーフ・プロデューサーらも、その情報源を確認していなかった。

鹿児島テレビの「他局取材音声の無断使用」事案との比較検討を含めて意見が交わされたが、他局が取材した映像や音声をそのまま放送したわけではないこと、当該局は速やかに相手局とその取材協力者に謝罪してお詫び放送を行い了解を得ていること、チェック体制の見直しや研修会の開催などの再発防止策を講じていることなどから、委員会は、審議の対象としないことを決めた。

〔第79回委員会〕

○「全聾の作曲家」と紹介されていた佐村河内守氏についての放送

(複数局の報道やバラエティーなどの番組。在京局では2008年9月以降放送)

「全聾の作曲家」と多くの番組で紹介されていた佐村河内守氏の作品が、実は別人のものだったことが、2014年2月、真の作曲家がその事実を公表したことにより発覚した。佐村河内氏の「音楽活動」は、さまざまな番組で紹介されていた。

委員会は、この放送責任などについて2月の第79回委員会で討議を開始した。議論を具体的に進めるために、NHKと在京民放キー局に対し、問題が発覚するまでの間に佐村河内氏を扱った放送実績のデータの提出を求め、一部の番組については、映像と報告書の提出を要請した。第80回委員会でも討議を継続したが、議論のための情報がまだ不足しているとして、各局で放送された番組の中から、報道やドキュメンタリー系の6番組についても新たに映像提供を求め、次回も討議を継続することを決めた。

〔第79回委員会以降討議継続〕

9. その他の活動

■松江・福島・名古屋の3市で「意見交換会」を開催

(松江市：2013年11月20日、福島市：12月4日、名古屋市：2014年1月23日)

松江市の意見交換会には島根・鳥取両県を中心に、ラジオ局を含む7局から57人が出席し、委員会側からは、川端委員長、渋谷委員、升味委員の3人が参加した。

関西テレビの『スーパーニュースアンカー』「インタビュー映像偽装」に関する意見（委員会決定 第16号）をはじめ、ミスが繰り返し起きている参院選関連の事案や、参加者からのリクエストが多かったローカル局の制作番組の問題事例などについて意見を交換した。

「インタビュー映像偽装」の事案に関連して委員からは、モザイク処理や顔なしの映像が多用される傾向が年々強まっているのではないかと、懸念が表明された。

福島市の意見交換会には、ラジオ局を含む県内の全7局から21人が出席し、水島委員長代行、小出委員、森委員の3人と2部構成で意見を交わした。

第1部では、放送倫理検証委員会の基本的な考え方について、委員会決定の4つを例に、読み解くべきポイントを議論した。第2部では、さまざまな立場に分断された県民に向けて、各局が日々、葛藤の中で伝えていることなどが報告された。委員からは、不確実な問題を扱う場合の基本的な考え方や、市民ネットワークの活用や記録の大切さ、それに他県の人たちといかに連携していくかなどについて、専門性も踏まえた発言や指摘が相次いだ。

名古屋市では、日本テレビ系の中部ブロック（北陸・甲信越・東海エリア）8局との意見交換会が開かれ、各局からは報道部長など18人が出席し、委員会側からは小町谷委員長代行と斎藤委員の2人が参加した。

系列局を対象とした意見交換会の開催は、前年度のテレビ朝日系に続いて2回目で、出席者からは、モザイク映像や顔なしのインタビュー映像が増加している状況や、ネット上の画像の取り扱いなどについて、報道現場での体験や悩みをもとにさまざまな議論が交わされた。

■2013年度内の委員の交代

2014年1月18日、小出五郎委員が逝去。

2014年3月31日、水島久光委員長代行が任期を終えて退任。

10. 放送倫理検証委員会「委員会決定」(勧告・見解・意見)・提言 一覧

決定番号	通知・公表日	事 案 名
第1号	2007年8月6日	TBS『みのもんたの朝ズバッ!』 不二家関連の2番組に関する見解
第2号	2008年1月21日	FNS27時間テレビ「ハッピー筋斗雲」に関する意見
第3号	2008年2月4日	テレビ朝日『報道ステーション』 マクドナルド元従業員制服証言報道に関する意見
第4号	2008年4月15日	光市母子殺害事件の差戻控訴審に関する放送についての意見
第5号	2009年4月28日	NHK教育テレビ『ETV2001 シリーズ戦争をどう裁くか』 第2回「問われる戦時性暴力」に関する意見
第6号	2009年7月30日	日本テレビ『真相報道 バンキシャ!』 裏金虚偽証言放送に関する勧告
第7号	2009年11月17日	最近のテレビ・バラエティー番組に関する意見
第8号	2010年4月2日	TBS『報道特集NEXT』 ブラックノート詐欺事件報道に関する意見
第9号	2010年12月2日	長野朝日放送、信越放送、TBS、BSジャパン 参議院議員選挙にかかる4番組についての意見
第10号	2011年5月31日	日本テレビ「ペットビジネス最前線」報道に関する意見
第11号	2011年6月30日	BS11『”自”論対論 参議院発』に関する意見
第12号	2011年7月6日	テレビ東京『月曜プレミア!主治医が見つかる診療所』 毎日放送『イチハチ』情報バラエティー2番組3事案に関する意見(別冊『若きテレビ制作者への手紙』)
提言	2011年9月22日	東海テレビ放送『ぴーかんテレビ』問題に関する提言
第13号	2011年9月27日	テレビ東京『ありえへん∞世界』に関する意見
第14号	2012年7月31日	日本テレビ『news every.』 「食と放射能 飲み水の安全性」報道に関する意見
第15号	2012年10月4日	日本テレビ『芸能★BANG ザ・ゴールデン』に関する意見
第16号	2013年8月2日	関西テレビ『スーパーニュースアンカー』 「インタビュー映像偽装」に関する意見
第17号	2014年1月8日	関西テレビ、テレビ熊本 2013年参議院議員選挙にかかる2番組についての意見
第18号	2014年2月10日	鹿児島テレビ 「他局取材音声の無断使用」に関する意見
第19号	2014年3月5日	日本テレビ『スッキリ!!』 「弁護士の“ニセ被害者”紹介」に関する意見
第20号	2014年4月1日	フジテレビ『ほこ×たて』 「ラジコンカー対決」に関する意見

III. 放送と人権等権利に関する委員会

1. 委員会の活動記録	33
2. 人権に関する苦情の対応状況	34
3. その他	38
4. 「委員会決定」事案名と判断内容	40

III. 放送と人権等権利に関する委員会

1. 委員会の活動記録

会合名	月 日	主な内容
第196回	2013年 4月16日	(4月1日付で、曾我部真裕委員が就任) ・決定 第48号「肺がん治療薬イレッサ報道への申立て」通知・公表(3月28日)の報告〔フジテレビ 見解:要望あり〕 ・決定 第49号「国家試験の元試験委員からの申立て」通知・公表(3月29日)の報告〔TBSテレビ 見解:要望あり〕 ・「大津いじめ事件報道に対する申立て」事案(フジテレビ)審理 ・「大阪市長選関連報道への申立て」事案(朝日放送)審理 ・審理要請案件「宗教団体会員からの申立て」(テレビ東京)審理入り決定
意見交換会 (首都圏)	4月16日	・首都圏の放送事業者との意見交換会。12社と民放連から合わせて25人出席。最近の「委員会決定」めぐり意見交換
第197回	5月21日	・「大津いじめ事件報道」ヒアリング、審理 ・「大阪市長選関連報道」審理 ・「宗教団体会員」審理
第198回	6月18日	・「大阪市長選関連報道」ヒアリング、審理 ・「大津いじめ事件報道」審理 ・「宗教団体会員」審理
第199回	7月16日	・「大津いじめ事件報道」審理 ・「大阪市長選関連報道」審理 ・「宗教団体会員」審理
「委員会決定」 通知・公表	8月9日	・決定 第50号「大津いじめ事件報道に対する申立て」の通知・公表〔見解:放送倫理上問題あり〕
第200回	8月20日	・「宗教団体会員」ヒアリング、審理 ・「大津いじめ事件報道」通知・公表の報告 ・「大阪市長選関連報道」審理
第201回	9月17日	・「宗教団体会員」審理 ・「大阪市長選関連報道」審理
「委員会決定」 通知・公表	10月1日	・決定 第51号「大阪市長選関連報道への申立て」通知・公表〔勧告:放送倫理上重大な問題あり〕
第202回	10月15日	・決定 第51号「大阪市長選関連報道」通知・公表の報告 ・「宗教団体会員」審理
意見交換会 (近畿地区)	10月29日	・近畿地区放送事業者との意見交換会を大阪で開催、10社77人が出席。曾我部委員が名誉毀損とその判例を報告、最近の「委員会決定」等めぐり意見交換

会合名	月日	主な内容
第203回	11月19日	・「宗教団体会員」審理 ・決定 第50号「大津いじめ事件報道」当該局の対応報告を了承
第204回	12月17日	・「宗教団体会員」審理
「委員会決定」 通知・公表	2014年 1月21日	・決定 第52号「宗教団体会員からの申立て」通知・公表〔見解・放送倫理上問題あり〕
第205回	1月21日	・決定 第52号「宗教団体会員」通知・公表の報告 ・決定 第51号「大阪市長選関連報道」当該局の対応報告を検討 ・匿名インタビューやモザイク処理映像について検討
意見交換会 (鹿児島)	1月30日	・鹿児島県内の放送事業者との意見交換会。6社52人が出席。最近の「委員会決定」、モザイク映像等めぐり意見交換
第206回	2月18日	・決定 第51号「大阪市長選関連報道」当該局の対応報告について、意見を付して公表を決定 ・「児童養護施設関連ドラマ」に対する申立ての検討 ・匿名インタビュー等について検討
第207回	3月18日	・「児童養護施設関連ドラマ」に対する申立ての検討 ・匿名インタビュー等について検討

2. 人権に関する苦情の対応状況

(1) 「苦情」「審理」「委員会決定」等の件数

	当事者からの 苦情（注）	仲介・斡旋 解決	審理事案	委員会決定
2013年度	14	0	3	3
委員会発足 からの累計 (1997年度～)	1572	71	48	52

(注) 当事者からの苦情=本人またはその直接の関係人からの人権関連の苦情。

(2) 「委員会決定」事案

2013年度に「委員会決定」を通知・公表した事案は、以下の3件である。

○委員会決定 第50号「大津いじめ事件報道に対する申立て」

[フジテレビ 見解：放送倫理上問題あり]

フジテレビが2012年7月5日と6日の『スーパーニュース』でいじめ事件を報道した際、加害者として民事訴訟を起こされている少年の実名部分がモザイク処理されていない映像が流れ、名前が読み取れる静止画像がインターネット上に流出したとして、少年と母親がプライバシー侵害を訴えた事案。委員会は、「新しいメディア状況を考慮したとき、静止画像にすれば氏名が判読できる映像を放送した点で、本件放送は人権への適切な配慮を欠き、放送倫理上問題がある」と

判断した。

申立人 少年とその母親

被申立人 株式会社フジテレビジョン

苦情の対象となった番組

『スーパーニュース』(月一金 午後4時50分~5時54分)

放送日時

2012年7月5日(木)午後4時53分00秒頃~5時03分24秒頃

2012年7月6日(金)午後5時27分28秒頃~5時37分29秒頃

【決定の概要】

フジテレビは2012年7月5日と6日の『スーパーニュース』内で各1回、大津市の中学生いじめ事件の報道に際して、加害者として民事訴訟を起こされている少年の氏名を含む映像を放送した(以下、本件放送という)。委員会は少年と少年の母親(以下、申立人という)から本件放送によってプライバシーを侵害されたなどの申立てを受けて審理し、決定に至った。決定の概要は以下の通りである。

本件放送のうち少年の氏名を含む映像は、5日分が1秒未満、6日分が2秒弱と短く、画像内の氏名部分も微小で、通常のテレビ視聴形態では、氏名は判読できない。したがって、このテレビ映像に限れば、プライバシー侵害は生じていない。しかし、テレビ映像を録画した静止画像では少年の氏名を判読できる。これがインターネット上に流出した。この静止画像が申立人のプライバシーを侵害していることは明らかである。

テレビ映像を録画してインターネット上にアップロードする行為は著作権法に違反する。したがって、フジテレビに静止画像によるプライバシー侵害の責任は問えない。だが、録画機能の高度化やインターネット上に静止画像がアップロードされるといった新しいメディア状況を考慮したとき、静止画像にすれば氏名が判読できる映像を放送した点で、本件放送は人権への適切な配慮を欠き、放送倫理上問題がある。

この放送倫理上の問題はモザイク処理のない映像素材を使ったミスの結果である。委員会は、個人情報を含む等取り扱いに十分な配慮が必要な素材に関する十全な管理体制を整備するとともに人権意識の涵養に努め、こうしたミスがふたたび起きないようにすることをフジテレビに要望する。この点で、本件放送は少年の個人情報にかかわるものであり、少年法の趣旨に即して特段の配慮が必要だったことも付記する。

○委員会決定 第51号「大阪市長選関連報道への申立て」

〔朝日放送 勧告：放送倫理上重大な問題あり〕

朝日放送が2012年2月6日に放送した『ABCニュース』について、大阪交通労働組合が事実と異なる報道によって名誉や信用を毀損されたと申し立てた事案。独自に入手したリストに基づく「スクープ」として報道されたが、リストは内部告発者がねつ造したものだった。委員会は、疑惑を真実であるかのように断定的に報じ、申立人側への取材もないまま放送されたなどとして、放送倫理上重大な問題があると判断し、再発防止に努めるよう勧告した。

申立人 大阪交通労働組合

山崎 晃一

被申立人 朝日放送株式会社

苦情の対象となった番組

『ABCニュース』(月～金 午前11時35分～42分)

放送日時 2012年2月6日(月)の上記番組内の1分37秒のニュース

【決定の概要】

1. 朝日放送は、2012年2月6日の『ABCニュース』で、「大阪市交通局の労働組合が、去年の大阪市長選挙で『現職市長の支援に協力しなければ、不利益がある』と、職員を脅すように指示していた疑いが、独自の取材で明らかになりました」とのリードのニュースを「スクープ」として放送した。ニュースでは、「朝日放送が独自に入手した紹介カードの回収リスト」を映像で示し、内部告発者が、「やくざと言ってもいいくらいの団体だと思っています」と匿名映像で語っている。

2. 本件の申立て人は、大阪交通労働組合という団体である。このため、委員会は、個人による申立てを原則とする本委員会運営規則に照らし、審理入りの是非について検討した。その結果、労働組合が個々の労働者の権利・利益の確保を主眼とする、各労働者の集合としての性格が強い団体であること、また、本件放送は、組合及び組合員個人らの信用や名誉・名誉感情等の権利利益に対して深刻な影響を及ぼすおそれがある内容を含むものであることから、当委員会の過去の判断をふまえ、本件申立てについては救済を検討する必要性が高く、委員会において権利侵害や放送倫理上の問題の有無について審理することが相当であると判断した。

3. 本件放送による権利侵害の有無について、委員会は次のように判断した。

本件放送の内容について、朝日放送は、申立て人が選挙への協力を強要したとの「疑惑」あるいはこの疑惑を追及する市議会議員の活動を報じるものであると主張する。しかし、協力を強要する文書が書かれた「回収リスト」について断定的に報じ、放送冒頭で「朝日放送のスクープです」と強調するなど、一般的な視聴者からすれば、本件報道は、申立て人が非協力的な組合員を威圧し、選挙への協力を強要し、内部告発者が発した「やくざと言ってもいいくらいの団体だと思っています」とのコメントを伝えるものと受け止めよう。

本件放送は、申立て人の社会的信用・評価を低下させるものである。本件放送には、公共性、公益性は認められるが、主要な部分において真実ではなく、また、放送の時点で真実であると考えたことについて相当の理由も認められない。すなわち、本件放送で報じられた「非協力的な組合員がいた場合は、今後、不利益になることを本人に伝える」との指示が書かれた回収リストは、ねつ造されたものであった。また、報道にあたって申立て人に対する取材を行っておらず、取材を行わなかったことの理由も薄弱である。

その一方、回収リストの真偽については、朝日放送もその後の報道においてねつ造であることを報じている。本件放送によってもたらされた申立て人の社会的評価の低下は、一定程度、回復されないとみることもできる。

4. しかしながら、本件放送には、放送倫理上の重大な問題がある。本件放送は、「スクープ」として疑惑を真実であるかのように断定的に報じ、さらに「やくざ」という強い表現で論評を行ったものである。そして、すでに述べたように、それは申立て人への取材もないままに行われた。本件放送は、「報道は、事実を客観的かつ正確、公平に伝え、真実に迫るために最善の努力を傾けなけ

ればならない」という放送倫理基本綱領（NHK・民放連）に違背し、正確・公正な報道を求める「日本民間放送連盟 報道指針」の「2 報道姿勢」に反するものである。

委員会は、朝日放送に対し、本決定の主旨を放送するとともに、スクープ報道における取材や表現のあり方、主要な事実が真実に反すると判明した場合の対応について社内で検討し、再発防止に努めるよう勧告する

○委員会決定 第52号「宗教団体会員からの申立て」

[テレビ東京 見解：放送倫理上問題あり]

テレビ東京が2012年12月30日に放送した報道番組『あの声が聞こえる～麻原回帰するオウム～』に対し、在家信者として紹介された男性がプライバシー等の侵害を申し立てた事案。委員会は、本件放送の公共性・公益性を高く評価しながらも、申立人と特定しうる状況の下で、カウンセリングの隠し録音や両親宛ての私信の文面を放送したことは、「申立人の承諾なく私生活の領域に深く立ち入るものであり、申立人のプライバシーへの十分な配慮があるとは言えない」として放送倫理上問題があると判断した。

申立人 宗教団体会員の男性

被申立人 株式会社テレビ東京

苦情の対象となった番組

『あの声が聞こえる～麻原回帰するオウム～』

放送日時 2012年12月30日（日）午前1時25分～2時25分

【決定の概要】

テレビ東京は、2012年12月30日午前1時25分から午前2時25分まで、『あの声が聞こえる～麻原回帰するオウム～』と題する番組で、オウム真理教の後継団体であるアレフの活動状況と、新たにアレフの信者となった若者らの様子をローカル放送した。番組は、申立人をアレフの信者であると紹介しつつ、申立人の顔に一定のボカシをかけながら、申立人が特定の地方都市の国立大学を放送の年に卒業したこと、年齢や出身地方を説明し、その大学を想起させる大学の構内や学部名の入った門柱の映像、実家付近の駅周辺の映像、卒業式らしき場で友人たちと写る写真などを放送した。また、申立人が実家で、アレフ脱会のカウンセラーからカウンセリングを受け、思春期の悩み等から信仰に至ったことを話す状況をカウンセラーのみの了承のもとで隠し録音し、音声を変えたうえで放送し、さらに、申立人が両親に送った私信の映像を流しながら、信仰に対する考え方を書いた部分のナレーションによる朗読を挿入するなどした。

委員会は、申立人から本件放送によってプライバシー権などを侵害されたとの申立てを受けて審理し、「見解」に至った。決定の概要は以下の通りである。

委員会は、アレフの危険性についての疑惑などに関係する調査報道を行う本件放送の公共性・公益性を高く評価し、今、なぜ若者がアレフに入信するのかを明らかにすることを目的とした本件放送の申立人に関する部分についても同様に公共性・公益性を認めるものである。

しかし、本件放送においては、申立人の顔に一定のボカシをかけ、申立人の声を機械的処理により変換したものの、年齢、出身地方や出身国立大学のある都市の情報、出身大学を想起させる構内や学部名の入った門柱の映像、実家付近の駅周辺の映像、卒業式らしき場での友人と写った写真な

どの情報を放送の中で順次示した。このため、申立人を知る一定の者には、本件放送の対象が申立人であると特定できることとなっている。

このように本件放送の対象が申立人であると特定できる状況下で、申立人が脱会カウンセラーとの間で脱会に関するカウンセリングを受けている場を、カウンセラーのみの了承のもとで隠し録音して放送し、申立人が両親に宛てた手紙を両親から提供を受けて放映しながらその内容をナレーションで朗読して放送し、申立人の思春期の心情や信仰に至る経緯を語る部分を明らかにしたことは、申立人の承諾なく私生活の領域に深く立ち入るものであり、申立人のプライバシーへの十分な配慮があるとは言えない。この放送部分の内容がプライバシー権の侵害に至るものであるか否かについては委員の意見は一致しなかったが、この放送部分に放送倫理上の問題があることで委員の意見は一致した。

いかに本件放送部分に高い公共性・公益性が認められるといっても、申立人と特定しうる状況下において、カウンセリングを受ける場や、両親に宛てた私信などの申立人の私生活の領域に、申立人の承諾なく踏み込んだ放送を行うことは、申立人のプライバシーへの十分な配慮があるとは言えず、放送倫理上問題があると判断する。

委員会は、本件放送の公共性・公益性を高く評価するものであるが、本件放送部分は、その放送目的を追求するあまり、申立人のプライバシーに対する十分な配慮があるとは言えない結果となつたものであり、テレビ東京に本決定の主旨を放送するとともに、今後、プライバシーに配慮した放送を要望するものである。

(3) 仲介・斡旋解決した事例

2013年度に仲介・斡旋解決した事例はない。

(4) 審理対象外とした事例

2013年度に審理対象外とした事例はない。

なお、2014年1月に「児童養護施設関連ドラマ」に対する申立てがあり、翌2月の委員会から検討を重ねてきたが、5月の委員会で運営規則に照らして審理対象外とすることを決めた。

(5) 審理中の事例

2013年度末において審理中の事例はない。

3. その他

(1) 決定文等の改善

「委員会決定」をより多くの人に理解・活用してもらうため、様々な改善策について検討を重ね、2013年8月の「大津いじめ事件報道に対する申立て」事案の決定の通知・公表から実施した。

まず、決定文については、○分かりやすくコンパクトにする、○「決定の概要」を1ページ以内の枠囲みにまとめて冒頭部分に置く、○「放送内容の概要」と「申立人の主張と被申立人の答弁」は「委員会の判断」のあとに資料的に配置し、「委員会の判断」部分を中心に据える、以上3点を改善した。

公表にあたっては、記者会見前に事務局が決定文の「事案の内容と経緯」や「論点」「申立人の主張と被申立人の答弁」等を取材記者に説明して理解を促し、会見では委員長が直ちに「委員

会の判断」の説明に入ることができるようとした。

また、委員会の趣旨に照らし、事案審理のより迅速化に努め、審理入りしてから4回程度の審理で決定の通知・公表ができるようすることを今後の課題とした。

(2) 首都圏各局との「意見交換会」を開催

首都圏の放送事業者との意見交換会を2013年4月16日に千代田放送会館2階ホールで開催した。在京キー局との意見交換会はこれまで何回か開催しているが、今回はいわゆる首都圏の独立テレビ局にも出席を呼びかけ、合わせて12社と民放連から25人が出席し、委員会からは委員9人全員が出席した。最近の「委員会決定」のポイントや事件報道の公共性・公益性、「少数意見」の位置づけ等について2時間余にわたって活発に意見を交わした。

(3) 近畿地区「意見交換会」を大阪で開催

毎年度ブロック単位の意見交換会を開催しているが、2013年度は近畿地区の放送事業者との意見交換会を10月29日に大阪で開催した。近畿地区での開催は2006年以来7年ぶりで、10社77人が出席し、委員会からは三宅委員長ら9人の委員全員が出席した。前半では曾我部真裕委員が名誉毀損の判例を紹介しながら疑惑の報道について報告を行い、後半では「委員会決定」をめぐって意見を交わした。予定を上回る3時間20分にわたって議論をした。

(4) 県単位の「意見交換会」を鹿児島で開催

鹿児島県の加盟社との意見交換会を2014年1月30日に鹿児島市で開催した。県単位の意見交換会は前年度から始めたもので、現場スタッフが出席しやすいように夜7時半から開始し、民放5局とNHKから52人が出席した。委員会からは三宅委員長、奥委員長代行、小山委員が出席し、最近の「委員会決定」やモザイク映像等をテーマに、予定を超えて2時間近く意見を交わした。

(5) 匿名インタビューやモザイク処理映像について検討

テレビにおける匿名インタビュー、モザイク処理映像については、意見交換会などで安易な使用が指摘され、「大津いじめ事件報道に対する申立て」や「宗教団体会員からの申立て」の事案審理でもそのあり方が議論された。こうした状況をふまえ、委員会は取材・報道の自由の観点から顔出し映像が原則であることを確認し、テレビ局に適切な対応を促すため、1月の第205回委員会から議論を重ねている。在京局の社内ルール等もふまえ、取材・放送での留意点を示す委員長談話を出す方向で検討している。

(6) 委員の交代

2012年度末で退任した山田健太委員に代わって、2013年度から京都大学大学院法学研究科教授の曾我部真裕委員が就任した。また、事務局業務をサポートする非常勤の法律専門調査役が交代し2013年度から山田瞳弁護士に代わった。

4. 「委員会決定」事案名と判断内容

(2014. 1. 21 現在)

	事 案 名 (決定日)	対 象 局	決定No.	委 員 会 決 定	
1	サンディエゴ事件報道 (98. 3. 19)	N H K	1号	見解	問題なし
		T B S	2号	見解	放送倫理上問題あり
		テ レ ビ 朝 日	3号	見解	放送倫理上問題あり
		テ レ ビ 東 京	4号	見解	放送倫理上問題あり
2	幼稚園報道 (98. 10. 26)	N H K	5号	見解	放送倫理上問題あり
3	大学ラグビー部員 暴行容疑事件報道 (99. 3. 17)	日本テ レ ビ	6号	見解	放送倫理上問題あり (少数意見付記)
		T B S	7号	見解	問題なし
		フ ジ テ レ ビ	8号	見解	放送倫理上問題あり (少数意見付記)
		テ レ ビ 朝 日	9号	見解	放送倫理上問題あり (少数意見付記)
		テ レ ビ 東 京	10号	見解	問題なし
4	隣人トラブル報道 (99. 12. 22)	フ ジ テ レ ビ	11号	見解	放送倫理上問題あり (少数意見付記)
5	自動車ローン詐欺事件報道 (00. 10. 6)	伊 予 テ レ ビ	12号	勧告	人権侵害 (少数意見付記)
6	援助交際ビデオ関連報道 (01. 1. 30)	名 古 屋 テ レ ビ	13号	見解	放送倫理上問題あり (少数意見付記)
		テ レ ビ 愛 知	14号	見解	放送倫理上問題あり (少数意見付記)
		中 京 テ レ ビ	15号	見解	放送倫理上問題あり (少数意見付記)
7	インターネッスクール報道 (02. 1. 17)	日本テ レ ビ	16号	見解	放送倫理上問題あり (少数意見付記)
8	熊本・病院関係者死亡事故報道 (02. 3. 26)	テ レ ビ 朝 日	17号	勧告	人権侵害 (少数意見付記)
9	出演者比喩発言問題 (02. 9. 30)	テ レ ビ 朝 日	18号	見解	番組内、放送後の対応に問題あり (少数意見付記)
10	福井・産廃業者行政処分報道 (02. 12. 10)	N H K 福 井	19号	見解	問題なし
11	女性国際戦犯法廷・ 番組出演者の申立て (03. 3. 31)	N H K	20号	見解	放送倫理違反 (少数意見・補足意見付記)
12	山口県議選事前報道 (03. 12. 12)	テ レ ビ 山 口	21号	見解	放送倫理上問題あり (少数意見付記)

	事案名(決定日)	対象局	決定No.	委員会決定	
13	中学校教諭・懲戒処分 修正裁決報道 (04. 5. 14)	北海道 文化放送	22号	勧告	人権侵害 (少数意見付記)
14	国会・不規則発言編集問題 (04. 6. 4)	テレビ朝日	23号	勧告	人権侵害
15	警察官ストーカー被害者報道 (04. 12. 10)	名古屋テレビ	24号	見解	問題なし
16	産婦人科医院・行政指導報道 (05. 7. 28)	N H K 名古屋	25号	勧告	重大な放送倫理違反
17	喫茶店廃業報道 (05. 10. 18)	毎日放送	26号	見解	放送倫理違反
18	新ビジネス“うなづき屋”報道 (06. 1. 17)	テレビ東京	27号	見解	放送倫理違反
19	バラエティー番組における 人格権侵害の訴え (06. 3. 28)	関西テレビ	28号	勧告	人権侵害
20	若手政治家志望者からの訴え (06. 7. 26)	日本テレビ	29号	見解	迅速・丁寧な対応を要望
21	民主党代表選挙の論評問題 (06. 9. 13)	テレビ朝日	30号	見解	問題なし
22	エステ店医師法違反事件報道 (07. 6. 26)	日本テレビ	31号	見解	放送倫理違反
23	ラ・テ欄表記等に対する訴え (07. 6. 26)	テレビ朝日	32号	見解	適正なラ・テ欄表記を要望
24	広島ドッグパーク関連報道 (07. 8. 3)	朝日放送	33号	見解	問題なし
25	部落解放同盟大阪府連 幹部からの訴え (07. 11. 12)	毎日放送	34号	見解	表現のあり方等について要望
26	“グリーンピア南紀” 再生事業の報道 (07. 12. 4)	読売テレビ	35号	見解	問題なし
27	産廃不法投棄業者の隠し撮り報道 (08. 3. 18)	福島テレビ			審理入り後の和解成立により解決
28	高裁判決報道の公平・公正問題 (08. 6. 10)	N H K	36号	見解	放送倫理違反
29	群馬・行政書士会幹部不起訴報道 (08. 7. 1)	F M群馬	37号	見解	放送倫理違反
30	広島県知事選裏金疑惑報道 (08. 12. 3)	中国放送	38号	見解	ホームページでの当該報道の文字 情報は放送と同視せず(意見付記)

	事案名(決定日)	対象局	決定No.	委員会決定	
31	徳島・土地改良区横領事件報道 (09.3.30)	テレビ朝日	39号	勧告	重大な放送倫理違反 (補足意見・少数意見付記)
32	保育園イモ畑の行政代執行をめぐる訴え (09.8.7)	TBS	40号	勧告	重大な放送倫理違反 (意見付記)
33	割り箸事故・医療裁判判決報道 (09.10.30)	TBS	41号	勧告	重大な放送倫理違反
34	派遣法・登録型導入報道 (09.11.9)	テレビ朝日 朝日放送	42号	見解	構成・表現に関し配慮を求む
35	旅館再生リポート・女将の訴え (10.2.18)	フジテレビ			審理入り後の和解成立により解決
36	拉致被害者家族からの訴え (10.3.10)	テレビ朝日	43号	見解	放送倫理上問題あり (補足意見付記)
37	上田・隣人トラブル殺人事件報道 (10.8.5)	テレビ朝日	44号	見解	放送倫理上問題あり (意見付記)
38	機能訓練士からの訴え (10.9.16)	TBS	45号	見解	問題なし
39	大学病院教授からの訴え (11.2.8)	テレビ朝日 朝日放送	46号	見解	放送倫理上問題あり
40	ブランドバッグ販売をめぐる 輸入業者からの訴え (11.5.17)	TBS			審理入り後申立て取り下げ
41	南三陸町津波被災遺族からの 申立て (12.7.17)	NHK			審理入り後申立て取り下げ
42	ストローアート作家からの 申立て (12.8.21)	フジテレビ			審理入り後の和解成立により解決
43	無許可スナック摘発報道への 申立て (12.11.27)	テレビ神奈川	47号	勧告	放送倫理上重大な問題あり (補足意見・意見付記)
44	肺がん治療薬イレッサ報道への 申立て (13.3.28)	フジテレビ	48号	見解	要望あり (少数意見付記)
45	国家試験の元試験委員からの 申立て (13.3.29)	TBSテレビ	49号	見解	要望あり (少数意見付記)
46	大津いじめ事件報道に対する 申立て (13.8.9)	フジテレビ	50号	見解	放送倫理上問題あり
47	大阪市長選関連報道への 申立て (13.10.1)	朝日放送	51号	勧告	放送倫理上重大な問題あり
48	宗教団体会員からの 申立て (14.1.21)	テレビ東京	52号	見解	放送倫理上問題あり

IV. 放送と青少年に関する委員会

1. 委員会の活動記録	45
2. 活動概要	47
3. これまでに青少年委員会が出した見解・提言・要望など	66

IV. 放送と青少年に関する委員会

1. 委員会の活動記録

委員会等	日 時	主 な 内 容
第144回	2013年 4月23日	<ul style="list-style-type: none"> ○青少年に関する視聴者意見を基に討論 <ul style="list-style-type: none"> ・出演者に高額な商品を買わせたりしたバラエティー番組について ・結婚を目指すアラフォー女性が主人公のドラマについて ・深夜時間帯の番組における子役の暴言について <ul style="list-style-type: none"> ——いずれも審議入りしないことにした ・血液型を扱った番組については、審議入りしないが継続的に注視することにした ○中高生モニター報告を基に意見交換
第145回	5月28日	<ul style="list-style-type: none"> ○青少年に関する視聴者意見を基に討論 <ul style="list-style-type: none"> ・ホラー映画のコマーシャルについて ・暴風雪で父親を亡くした少女へのインタビューについて ・水を使ったドッキリを仕掛けたバラエティー番組について ・いじめのシーンが過激なドラマについて <ul style="list-style-type: none"> ——いずれも審議入りしないことにした ○中高生モニター報告を基に意見交換
第146回	6月25日	<ul style="list-style-type: none"> ○入江たのし氏「ラジオの歴史、現状と課題、将来について」講演 ○青少年に関する視聴者意見を基に討論 <ul style="list-style-type: none"> ・グロテスクなシーンがある休日午前放送のアニメについて——審議入りしないことにした ○中高生モニター報告を基に意見交換
第147回	7月23日	<ul style="list-style-type: none"> ○青少年に関する視聴者意見を基に討論 <ul style="list-style-type: none"> ・タレントを何度も“落とし穴”に落とすバラエティー番組について ・不倫を肯定する携帯サイトのCMについて <ul style="list-style-type: none"> ——いずれも審議入りしないことにした ○中高生モニター報告を基に意見交換
意見交換会 (名古屋)	9月3日	名古屋市で、NHKと在名テレビ局合わせて6局の連絡責任者・制作関係者など40人と7人の委員による意見交換会を開催
第148回	9月3日	<ul style="list-style-type: none"> ○青少年に関する視聴者意見を基に審議 <ul style="list-style-type: none"> ・フジテレビ『生爆烈お父さん27時間スペシャル!!』で女性アイドルにプロレス技をかけたり顔を蹴ったりしたシーンについて審議入りを決め、回答要請、制作者と意見交換を行うことにした ○青少年に関する視聴者意見を基に討論 <ul style="list-style-type: none"> ・恋愛描写のある女児向けアニメ番組について——審議入りしないことにした ・男児の全裸が流れたドキュメンタリーについて、審議入りはしないが2008年に出した「児童の裸、特に男児の性器を写すことについて」の注意喚起を改めて行った

委員会等	日 時	主 な 内 容
		○中高生モニター報告を基に意見交換。今月は「青少年へのおすすめ番組」を視聴してもらい感想を求めた
第149回	9月24日	○『生爆烈お父さん27時間スペシャル!!』について制作者などと意見交換 ○青少年に関する視聴者意見を基に審議 ・『生爆烈お父さん27時間スペシャル!!』について、回答書、意見交換を基に審議 ○青少年に関する視聴者意見を基に討論 ・地方局で放送されている深夜のお色気番組について、審議入りしないが、今後もこうした深夜番組を注視していくことにした ・女性歌手の自殺報道について——審議入りしないことにした
意見交換会 (札幌)	10月4日	札幌市で、NHKと北海道に拠点を置くラジオ・テレビ局合わせて7局の連絡責任者、制作関係者など43人と加藤副委員長、渡邊委員による意見交換会を開催
第150回	10月15日	○青少年に関する視聴者意見を基に審議 ・『生爆烈お父さん27時間スペシャル!!』について、「委員会の考え方」を公表し審議を終えることにした ○青少年に関する視聴者意見を基に討論 ・関東圏の独立局の夕方のワイド番組について ・わいせつなシーンがあった深夜帯の特撮番組について ——いずれも審議入りしないことにした ○中高生モニター報告を基に意見交換
意見交換会 (東京)	11月26日	NHKと在京テレビ局合わせて6局のバラエティー番組制作者を中心とした27人と7人の委員による「いじめ」や「いじり」の扱いに関する勉強会（意見交換会）を開催
第151回	11月26日	○青少年に関する視聴者意見を基に討論 ・出演者をだまして驚かすバラエティー番組について ・人間縄跳びをした音楽番組について ——いずれも審議入りしないことにした ○中高生モニター報告を基に意見交換
第152回	12月16日	○青少年に関する視聴者意見を基に討論 ○中高生モニター報告を基に意見交換。今月は日本民間放送連盟賞（青少年部門）最優秀『ありがとうのち～みんなきみが大事～』を視聴してもらい感想を求めた
第153回	2014年 1月28日	○青少年に関する視聴者意見を基に審議 ・東京MXテレビ・サンテレビ『最近、妹のようすがちょっとおかしいんだが。』について審議入りし、回答要請を行うことにした ・日本テレビ『絶対に笑ってはいけない地球防衛軍24時!』の3つのシーンに対し審議入りし、回答要請を行うことにした ○青少年に関する視聴者意見を基に討論

委員会等	日 時	主 な 内 容
		<ul style="list-style-type: none"> ・タレントに離婚届を書かせたバラエティー番組について ・女性タレントが刺青を公開したバラエティー番組について ——いずれも審議入りしないことにした ・子どもが主人公のドラマについて継続討論とした <p>○中高生モニター報告を基に意見交換</p>
第154回	2月25日	<p>○青少年に関する視聴者意見を基に審議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『絶対に笑ってはいけない地球防衛軍24時!』について当該局からの回答を基に審議し、臨時の委員会で意見交換することにした ・『最近、妹のようすがちょっとおかしいんだが。』について当該局からの回答を基に審議し、「委員会の考え」をまとめることにした <p>○青少年に関する視聴者意見を基に討論</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが主人公のドラマについて継続討論とした ・地方都市を舞台にしたアニメについて——審議入りしないことにした <p>○中高生モニター報告を基に意見交換</p>
第155回 (臨時)	3月6日	<p>○『絶対に笑ってはいけない地球防衛軍24時!』について制作者などと意見交換</p> <p>○青少年に関する視聴者意見を基に審議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『絶対に笑ってはいけない地球防衛軍24時!』について、意見交換を基に審議し、「委員会の考え」をまとめることにした ・『最近、妹のようすがちょっとおかしいんだが。』について「委員会の考え」を公表し審議を終えることにした
第156回	3月16日	<p>○委員会開催前に、中高生モニター会議をNHKで開催</p> <p>○青少年に関する視聴者意見を基に審議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『絶対に笑ってはいけない地球防衛軍24時!』について「委員会の考え」を公表し審議を終えることにした <p>○青少年に関する視聴者意見を基に討論</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが主人公のドラマについて審議入りしないが、「委員長コメント」を出すことにした <p>○中高生モニター報告を基に意見交換</p>

2. 活 動 概 要

2013年度青少年委員会は、12回の定例委員会に加えて2014年3月6日に臨時委員会を開催した。その中で、26案件について「討論」が行われ、そのうち、『生爆烈お父さん27時間スペシャル!!』(フジテレビ)、『最近、妹のようすがちょっとおかしいんだが。』(東京MXテレビ・サンテレビ)、『絶対に笑ってはいけない地球防衛軍24時!』(日本テレビ)の3事案を審議対象とし、文書回答や意見交換を基に審議し「委員会の考え」を公表した。また、討論の1案件について「委員長コメント」を公表した。

その他、意見交換会を9月に名古屋市でNHKと在名テレビ局合わせて6局の制作関係者な

どと、10月には札幌市でN H Kと北海道に拠点を置くラジオ・テレビ局合わせて7局の制作関係者などと、11月には東京でN H Kと在京テレビ局合わせて6局のバラエティー制作者などを行った。

「講師派遣」として2014年2月に名古屋テレビに、3月に中部日本放送とN O T T V (mmbi) に、それぞれ委員を派遣し意見交換会を行った。

中高生モニターを31人選び、毎月、視聴した番組の感想などを書いてもらった。2014年3月には、「中高生モニターアー会議」をN H Kで行った。

(1) 青少年に関わる視聴者意見の概要

2013年度の青少年に関する意見は1,819件で、2012年度に比べ457件増加した。視聴者意見全体に占める割合も2012年度に比べ、3ポイント増加している。<表1>

<表1> 青少年に関わる視聴者意見件数の推移

年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
件数	1,481	1,563	1,638	1,362	1,819
視聴者意見全体に占める割合	6.0%	7.7%	8.5%	7.2%	10.2%

また、性別の件数では男性999件 (54.9) %、女性807件 (44.4) %となっている。女性からの意見の割合は、2011年度が40.1%、2012年度が43.0%、2013年度は44.4%と増加傾向にある。<表2>

<表2> 性別の件数

性別	件数	比率
男性	999	54.9%
女性	807	44.4%
不明	13	0.7%
合計	1,819	100.0%

一方、年代別では40代が532件 (29.2) %と最も多く、次いで、30代が514件 (28.3%)、20代が317件 (17.4) の順となっており、20代から40代の視聴者意見が全体の約4分の3を占めている。10代からの意見は71件 (3.9) %で、減少傾向が続いている。<表3>

<表3> 年代別の件数

年代	男性	女性	性別不明	計	比率
10代	51	20	0	71	3.9%
20代	176	141	0	317	17.4%
30代	280	234	0	514	28.3%
40代	275	257	0	532	29.2%
50代	136	91	0	227	12.5%
60代	53	43	0	96	5.3%
70代以上	15	5	0	20	1.1%
不明	13	16	13	42	2.3%
合計	999	807	13	1,819	100.0%

アクセス方法は、Eメールが1,353件（74.4%）、次いで電話の429件（23.6%）でほとんどを占めており、これら以外の方法によるアクセスは2%に過ぎない。<表4>

<表4> アクセス方法別の件数

アクセス方法	件数	比率
Eメール	1,353	74.4%
電話	429	23.6%
郵送	27	1.5%
FAX	10	0.5%
合計	1,819	100.0%

視聴者意見を内容別に見ると、「性的表現に関する意見」が280件（15.4%）、「いじめ・虐待に関する意見」が241件（13.2%）、「表現・演出に関する意見」が217件（11.9%）の順となっている。<表5>

「性的表現に関する意見」は2012年度の123件から大きく増加しているが、これは、子ども番組における出演者の衣装に性的文言が書かれていたことへの意見や、アニメ番組における性的表現への意見が多く寄せられたことなどが影響している。

また、「いじめ・虐待に関する意見」についても2012年度の150件から大きく増加しているが、これは子どもが主役になったドラマにおける設定や表現などについて、賛否両論の意見が多く寄せられたことなどが影響している。

<表5> 内容別の件数

内容	件数	個別番組または局への意見 (内数)	割合
性的表現に関する意見	280	(267)	15.4%
いじめ・虐待に関する意見	241	(229)	13.2%
表現・演出に関する意見	217	(204)	11.9%
CMに関する意見	187	(155)	10.3%
低俗、モラルに反する	159	(136)	8.7%
暴力・殺人・残虐シーンに関する意見	119	(103)	6.5%
要望・提言	118	(79)	6.5%
委員会に関する意見	118	(23)	6.5%
その他	77	(64)	4.2%
報道・情報に関する意見	54	(23)	3.0%
言葉に関する意見	47	(29)	2.6%
差別・偏見に関する意見	40	(39)	2.2%
危険行為に関する意見	29	(26)	1.6%
人権に関する意見	24	(24)	1.3%
喫煙・飲酒に関する意見	16	(14)	0.9%
編成に関する意見	15	(6)	0.8%
視聴者意見への反論・同意	14	(1)	0.8%
動物に関する意見	14	(13)	0.8%
犯罪の助長に関する意見	14	(12)	0.8%
食べ物に関する意見	13	(12)	0.7%
BPOに関する意見	11	(4)	0.6%
マナー・服装に関する意見	8	(8)	0.4%
非科学的な事柄に関する意見	3	(3)	0.2%
推奨番組に関する意見	1	(1)	0.1%
サブリミナルに関する意見	0	(0)	0.0%
合計	1,819	1,475	100.0%

(2) 視聴者意見に基づいた「審議」について

2013年度、青少年委員会は、視聴者意見を基に3事案を審議した。

●フジテレビ『生爆烈お父さん27時間スペシャル!!』(2013年8月3日放送)

「男性タレントがAKB48のメンバーに対し、蹴ったり、叩いたり、ジャイアントスイングしたり、抱え上げて投げ落としたりしていた。いくら演出とはいえ、暴力的過ぎる」「女性アイドルにプロレス技を掛け、両足を開閉したり顔を蹴ったりしていた」など多数の視聴者意見があり、148回委員会で委員全員が番組のコーナーを視聴した上で討論し、審議入りを決め、書面での回答要請を行った。149回委員会で番組制作責任者など6人と意見交換を行い、150回委員会での審議を経て、10月22日付で、以下の「委員会の考え方」を公表し、審議を終了した。

[回答要請・当該局からの報告書・意見交換概要・追加質問・追加質問の回答は、『BPO報告』No.128、ホームページを参照]

2013年10月22日

フジテレビ「生爆烈お父さん 27時間テレビスペシャル!!」に関する 委員会の考え方

放送倫理・番組向上機構〔BPO〕
放送と青少年に関する委員会

BPO青少年委員会は、多くの視聴者意見が寄せられたフジテレビ『FNS27時間テレビ女子力全開2013』の「生爆烈お父さん 27時間テレビスペシャル!!」コーナー(2013年8月3日放送)について、フジテレビへ番組の制作意図などの報告書の提出を求めるとともに、番組制作者などを招いて意見交換を行い、さらに追加質問しました。

まずフジテレビには、真摯に対応をしていただいたことに感謝します。これらを受けて審議を行いましたが、下記の「委員会の考え方」を公表することになりました。

これは、今後各放送局にも考えていただきたいと委員会が願っている諸点です。

* * * * *

論点は、以下の3点です。

第1に「出演者の身体に加えられる暴力や危険行為について」です。

フジテレビは「安全部に十分配慮している」「出演者同士が役割を理解している」と説明しましたが、視聴者から、人の頭を踏みつけるシーンや顔に向か足を上げるシーン、顔をいじるシーンなどに対して、多くのクレームがBPOに届きました。

フジテレビは、「爆烈お父さんはドキュメンタリーではありません。お茶の間プロレスコントです」と説明していますが、ある行為の意味は、その文脈・シチュエーションによって変わってきます。プロレスというスポーツでは相手の顔を踏む行為は技の一種ですし、漫才師が

ボケとツッコミの役割の中で頭を叩くのはお決まり芸です。

ところが視聴者の多くは、今回のジャイアントスイング前後のシーンに、これが当然でおもしろいと感じる文脈を見つけられませんでした。多くの人が違和感を持ち、「不快だった」「危険すぎる」といったクレームを寄せました。爆烈お父さん、女性芸人、女性アイドルグループの三つ巴の面白さになつていないと受け止めたのです。しかも人間の顔を足で踏むことは人間の尊厳に関わる行為で、さらに不快感を増大させたと思われます。

視聴者の多くは「人間の尊厳に背くような行為をあえてして、それで笑いを取るという形でしかバラエティ一番組を作ることができなくなっているのか」という落胆とさげすみのような感情を抱いたことに、局は想像力を働かせてほしいと願います。

青少年委員会は2007年10月に「出演者的心身に加えられる暴力に関する見解」を公表していますが、この中には、中高生モニターが「出演者をいたぶる暴力シーンや人間に対する否定的な扱い」に対して不快感を表明していることが述べられています。中高生のこの認識が、多くの一般視聴者の認識と考えてよいのではないかでしょうか。

第2に「女性アイドルや女性芸人に対する性的な際どい演出について」です。

フジテレビは「でん部の露出は女性芸人の持ち芸であり、笑いの表現方法としてバラエティ的に許容範囲であると認識していました」としています。ジャイアントスイングをされている間に宣伝したいビデオや楽曲が流れるとなれば、女性芸人も女性アイドルも、身体を張って挑むことは容易に予測できます。

しかしここでも、女性芸人のお尻が丸見えになる、女性アイドルがパンツも露わに寝転んだり爆烈お父さんに股を開閉されたりするシーンがお茶の間で家族みんなが視聴する時間に流れされれば、不快に感じる視聴者もいるだろうことに思いが至つていなかつたのではないかと考えます。

放送局が自主的に定めた民放連放送基準には、「性に関する事柄は、視聴者に困惑・嫌悪の感じを抱かせないように注意する」(73条)、「全裸は原則として取り扱わない。肉体の一部を表現する時は、下品・卑猥の感を与えないように特に注意する」(78条)、「出演者の言葉・動作・姿勢・衣装などによって、卑猥な感じを与えないように注意する」(79条)といった条文がありますが、これに抵触するものではないかという認識が欠けていたのではないかでしょうか。

お色気ネタが笑いのジャンルの一つであることは間違ひありません。そこには快・不快、上品・下品の微妙な境界線が存在しますが、番組が男性の視点で作られていて、制作作者に女性や視聴者の視点が欠けていることが、今回のような視聴者とのミスマッチを生じさせたとも考えられます。生放送の特性の一つは、視聴者と出演者が同じ空気を共有出来ることです。それがなぜ視聴者に大きな違和感を残してしまったのか。制作者はこの点をもう一度深く考えてほしいと思います。

第3に「地上波の公共性に対する認識について」です。

フジテレビは、委員会の追加質問に対する回答の中で、「様々な年齢性別、多様な生活習慣

と趣味嗜好を持つ全ての視聴者の方々に番組をお届けするのが地上波放送」であると強調しています。しかし、委員会に寄せられた視聴者意見をみると、放送時に視聴者が食事中かもしれない、老若男女が集まり家族団らんの中で視聴しているかもしれない、あるいは、このコーナーの内容や演出手法は不快感を与えていないだろうかなどと、さまざまな想像力を具体的に働きかせながら制作したものとは残念ながら考えられませんでした。

地上波の公共性は、番組を作る側が最も重視しなければならない視点と考えています。このことはすでに本委員会が強調してきたことですので繰り返しませんが、視聴者には赤ちゃんから高齢者、外国人など様々な価値観を持っている人がいるということを前提に、可能な限り多くの人々が納得のいく番組を作るということ、そして番組の内容が何に笑い、何に悲しみ、何に喜び、何に怒るかという国民の教養の形成に与り、多大な貢献をしているという自覚を持つことの大切さだけはもう一度強調しておきます。

フジテレビは2010年、「私たちのフジテレビバラエティ宣言」を公表しました。そこには、「愛がなければテレビじゃない！ 安心できなきゃテレビじゃない！ やっぱり楽しくなければテレビじゃない！」とあります。これについて、フジテレビからは、「視聴者に愛され、安心して見ていただけるおもしろい番組」を目指すという決意が込められた宣言であるとの説明がありました。しかし、今回は、上記の3点を鑑みても、視聴者に対する想像力が十分でなかつたといわざるをえません。

視聴者目線と電波が公共財であることを忘れると、テレビへの信頼は薄れていきます。お笑いも例外ではありません。テレビをもっと魅力的なメディアにしていくために、また多くの視聴者が心地よく笑るために、バラエティ一番組も「人間の尊厳」「公共の善」を意識して作られるべきでしょう。

参考のために申し添えますと、2009年11月17日に、BPO放送倫理検証委員会が「最近のテレビ・バラエティ一番組に関する意見」を公表しています。その中で“バラエティーが「嫌われる」5つの瞬間”が挙げられています。下ネタ、イジメや差別、内輪話や仲間内のバカ騒ぎ、制作の手の内がバレバレのもの、生きることの基本を粗末に扱うこと——の5つです。制作に当たっては、これらのこととも常に心のどこかで意識していただきたいと願います。

以上

●東京MXテレビ・サンテレビ『最近、妹のようすがちょっとおかしいんだが。』（毎週土曜日22時30分から放送）

「女子高生に貞操帯をつけたり自慰のシーンを放送するなど、22時台に放送するような内容ではない」「未成年の女性がお漏らしをしたり、女性同士のみだらな場面や、あえぎ声など、性表現が過激すぎて、青少年に悪影響を及ぼしかねない」などの視聴者意見があり、第153回委員会で委員全員が放送済みの第1話、第2話を視聴した上で討論し、審議入りを決め、書面での回答要請を行った。第154回委員会で、両局からの回答書を基に審議を行い、「委員会の考え方」をまとめることにした。第155回の臨時委員会で以下の「委員会の考え方」が承認され、2014

年3月10日付で公表し、審議を終了した。

この番組は、放送局が参加しない製作委員会による制作で、両放送局とも、第5話からは25時以降の深夜帯に放送時間を変更している。

〔回答要請・当該局からの回答は、『B P O報告』No.133、ホームページを参照〕

2014年3月10日

【委員会の考え方】

当該放送局からの回答を得て、第154回青少年委員会で審議した結果、サンテレビは26時から、東京MXテレビは25時30分からと、それぞれ放送時間を変更したことも踏まえて、放送局側とのさらなる意見交換の場は設けずに、文書による回答に基づいて、「委員会の考え方」を以下に提示することにしました。

東京メトロポリタンテレビジョン（以下、「東京MXテレビ」）とサンテレビジョン（以下、「サンテレビ」）で、毎週土曜日22時30分から放送していたアニメ『最近、妹のようすがちょっとおかしいんだが。』は、青少年の性愛が主たるテーマになっており、児童および青少年の視聴に適さない刺激の強い性的表現が複数含まれ、それが番組の特徴になっています。

東京MXテレビの回答では、『民放連・放送基準審議会「青少年と放送」問題への対応について』（1999年6月17日）を参考に、22時台の放送に至ったとの回答がありますが、同『対応』においては、“17時～21時に放送する番組については、児童および青少年、とりわけ児童の視聴に十分、配慮する”としていますが、その前提として、“放送時間帯に応じ、児童および青少年の視聴に十分、配慮する”（民放連・放送基準第18条）を順守徹底することが求められています。

これは、各時間帯に応じて段階的に児童および青少年の視聴に十分な配慮が必要であることを意味し、21時を過ぎれば、児童および青少年の視聴に配慮する必要がなくなるわけではないことを十分に認識していただきたいと思います。

東京MXテレビ、サンテレビとも、多数の視聴者意見を受けて第5話以降の放送時間を変更したということは、事前に視聴者の意見を予想できなかつたか、予想しながらも敢えて放送したとも考えられますが、いずれにしても、放送開始の段階では、視聴者の反応を十分に予想し、配慮した上での決定とは言い難かったのではないでしょうか。程度の差はあるにせよ、児童および青少年の視聴に対する配慮は時間帯を超えて常に必要であることに留意してほしいと思います。

東京MXテレビは、考査をしながら、そこで意見が十分に反映されないまま放送に至った危険性が読み取れ、考査の過程が形骸化し、十全に機能していないのではないかと危惧しています。

サンテレビは、他局の考査セクションがチェックしているという点に安易に依拠し、局独自

の考查を十分しないまま放送したもので、放送局としての放送責任を改めて考え直してほしいと思います。各放送局が、独自の放送責任を負っている点を深く自覚していただきたいのです。

いわゆる製作委員会方式においては、番組制作にあたり、放送局が全く関与しないか、関与が限定的なものとなっていることもあるようですが、最終的な番組編成や放送時間の決定は放送局に委ねられているのであり、その放送責任は免れません。したがって、放送にあたっては、自社制作番組と同様の丁寧なチェックが求められることを指摘したいと思います。

なお、青少年委員会は、児童および青少年の視聴に十分配慮する時間帯について、今後研究すべき課題であると認識していることを、BPO加盟の全放送局にお伝えしておきます。

以上

●日本テレビ『絶対に笑ってはいけない地球防衛軍24時!』(2013年大晦日18時30分から24時30分まで放送)

「お尻に白い粉を浣腸したあと他の人の顔におならをかけるなど、品の無い内容で、子どもに悪影響を与える」「男性芸人らしき人がオムツ換えのシーンで局部を丸出しにしていた。局部は映らないようにしていたが、あってはならない光景だ」「股間で改良型のロケット花火を受け止めるというシーンがあった。“改良した花火で安全に配慮し行っています。マネをしてください”とテロップを出していたが、書けばなんでも許されるわけではない」などの視聴者意見があり、第153回委員会で委員全員がそれぞれのシーンを視聴した上で討論し、“お尻の穴に白い粉を詰めてオナラとともに顔に吹きかけるシーン”“股間でロケット花火を受け止めるシーン”“赤ちゃんに扮した男性のオムツ換えのシーン”について、審議入りを決め、回答要請を行った。第154回委員会で、日本テレビからの回答書を基に審議を行い、意見交換が必要と判断し、第155回の臨時委員会で、日本テレビ制作関係者など3人を招き意見交換を行い、審議した結果「委員会の考え方」をまとめることにした。第156回委員会で、以下の「委員会の考え方」を2014年4月4日付で公表し、審議を終了することにした。〔回答要請・当該局からの回答書・意見交換概要は、『BPO報告』No.134、ホームページを参照〕

2014年4月4日

日本テレビ放送網『絶対に笑ってはいけない地球防衛軍24時!』に関する 「委員会の考え方」

放送倫理・番組向上機構[BPO]

放送と青少年に関する委員会

BPO青少年委員会は、多くの視聴者意見が寄せられた日本テレビ放送網（以下、日本テレ

ビ)『絶対に笑ってはいけない地球防衛軍24時!』(2013年12月31日放送)について、日本テレビに番組の制作意図などの報告書の提出を求めるとともに、制作およびコンプライアンス担当者を招いて意見交換を行いました。日本テレビにはまず、貴重な時間を割き、率直に意見を交換して対応していただいたことに感謝申し上げます。

今後各放送局にも考えていただきたい論点が含まれることから、審議の結果、下記のとおり「委員会の考え方」を公表することとしました。

■日本テレビとの意見交換を受けての、BPO青少年委員会の考え方

日本テレビは1989年より、レギュラーフィルムとして『ダウンタウンのガキの使いやあらへんで』の放送を開始し、お笑いの限界に挑戦するユニークな企画を次々と編み出して多くの視聴者に支持されてきました。『絶対に笑ってはいけない地球防衛軍24時!』は2006年に始まったそのスペシャル版で、8回目となる今回は2013年12月31日18時30分から24時30分の6時間にわたり放送されました。

その一部のシーンに対して、表現の過激さや卑猥であることへの不快感や嫌悪感、また、子どもが真似をするのではないかと危惧する視聴者意見がBPOに多数寄せられました。とくに①「芸人が肛門に粉を注入してパンツを脱ぎ、別の芸人の顔面におならとともに噴きつける」、②「ふんどし姿の芸人の股間に向けてロケット花火を噴射する」、③「産着姿の中年男性のおむつ交換（局部のみ映像処理）」の3つのシーンへの意見が多くありました。

日本テレビの回答では、①と③のシーンは「過去も放送」したことがあります、また、②のロケット花火については「安全性を高める改良を施した」上での演出であり、「マネをしないでください」とスーパーを計2回入れたこと、制作担当者からはいずれも「不快だった人もいるかもしれないが」「笑ってもらえると腹をくくって制作した」との説明がありました。

以上を踏まえて、青少年委員会が何を問題と考えたのか、以下に2つの論点を挙げます。

まず第1に、「表現上の配慮」です。

バラエティー番組は時に放送の限界に挑戦し、新たな笑いの文化を生み、視聴者の心を解放し活力を与えるという大きな働きがあります。それは同時に視聴者の喜怒哀楽や感受性を直接刺激し、日常生活の価値観にも影響を与えることを意味します。このため作り手は常に社会の動きにアンテナを張りめぐらせ、視聴者の動向をも見据える必要があります。つまり、表現の内容が視聴者に与える影響は時代の価値観や社会のあり方に規定されると考えられ、過去に放送したから今回もよいという考え方は放送の一般原則となるわけではないことになります。

とくに、①「顔面におならとともに肛門から粉を吹き付けるシーン」と③「中年男性のおむつ交換のシーン」に対しては、視聴者から「えげつない内容で放送するに値しない」「不快極まりなくチャンネルを変えた」などの意見が多数届きました。それまで楽しんで見ていたのに、その特定の場面によって視聴を打ち切り、番組を不愉快と受け止めた視聴者がほかにも多くい

たことが予測される意見でした。日本テレビからは、①については「芸人の持ちネタであり、粉を吹き付けられる側もレギュラーの芸人を起用」、③については「ベテラン制作スタッフのキャラクターで恒例の企画」と、いずれもプロフェッショナルの芸で、すべて演出の範囲内との説明がありました。しかし視聴者がここで問題にしたのは出演者がプロか否か、演出かどうかということではなく、行為の下品さや卑猥さ、人間に対する否定的な扱いへの違和感であり、バラエティー番組のボーダーラインを超えていたという不快感だったと考えます。

青少年委員会は2007年10月23日に「出演者の心身に加えられる暴力に関する見解」を公表し、そのなかで中高生モニターが「出演者をいたぶる暴力シーンや人間に対する否定的な扱い」に対して不快感を表明しています。中高生の認識は多くの一般視聴者の認識と通ずるものと考えてよく、今回は直接的な暴力とはいえないものの、逃げないよう頭を押さえ付けられた状態で顔に肛門から粉を吹き付けられたり、中年男性がおむつ交換されたりする行為を素直に笑い飛ばすことができない視聴者が多数いたことに留意していただきたいと思います。

また、②「芸人の股間にロケット花火を噴射するシーン」については、安全性を充分に配慮した上で真似をしないようスーパーで注意喚起したこと、その配慮は多としたいと思いますが、子どもの視聴者を想定すると、視聴者意見のなかにあった「子どもはなんでも真似をする可能性があり、真似をしないでくださいとあれば余計に真似したくなるもの」という声は無視できないものと考えます。安全への配慮がないまま真似する子どもが出てくる可能性は否定できないのです。当委員会が発表した「バラエティー系番組に対する見解」（2000年11月29日）にあるように、青少年はテレビに多大な影響を受け、放送されたものを社会的に肯定されたものと考えて行動の基準とする傾向があります。安全性に配慮するのは当然のこととして、視聴者、とくに青少年がどう見るかという点には細やかに想像力を働かせていただきたいと考えます。

③「赤ちゃんに扮した中年男性出演者のおむつ交換のシーン」についてはもう一点、おむつ交換を行っている同じ部屋に看護師役の女性出演者がいたことについて、とくに女性の視聴者から「あってはならない光景だ」「(局部を画面処理で)隠していればいいというわけではない」などの意見が寄せられました。これに対しては制作担当者から、この女性は「出演料をお支払いしているプロフェッショナルの出演者」で、女性も内容を了解した上での出演であるとの回答がありました。しかし、双方了解の上であったとしても、視聴者は女性が下半身を顕わにした男性の前に立たされて目線をはずさざるをえない状態に置かれている構図と捉え、セクハラまがいの演出と受け取っている事実があることを真摯に受け止めていただきたいと思います。番組が男性目線で制作されており、女性の視聴者がどのように見るかという配慮と想像力が十分でなかったのではないかと考えます。

第2に、「放送基準と放送の公共性」についてです。

青少年委員会は、現代の日本でバラエティー番組がもつ意味の大きさ、その重要性についてはよく理解しているつもりです。日々笑いを提供し続けることの苦労についても十分想像でき

ますし、新たな笑いの創出のために快や不快、上品下品の境目で仕事をするということも分かっているつもりです。「下ネタ」も時と場合によっては見る者を開放的にし、豊かな笑いをもたらすでしょう。社会を風刺する毒のある表現が、視聴者の憂さ晴らしになることもあると思います。こうした番組づくりのために民放連の放送基準等を杓子定規にあてはめるつもりはありません。それは本来「なんでもあり」のバラエティー番組の萎縮につながりかねません。

とはいってもどこでも誰もが無料で視聴できる公共の地上波放送と、入場料が必要な映画や舞台、CS放送などの有料チャンネルとではメディアの特性が異なり、表現上の制約にも違いがあるということについては、制作側としてけじめをつけていていただきたいということは改めて願わざるを得ません。社会のグローバル化が進む中、幼児からお年寄り、外国人まで多様な視聴者が見る公共性の高い地上波放送においては、課金システムのメディア以上の配慮が必要であることはいうまでもありません。もちろんそのような制約があるからこそ、ギリギリの境界線上のせめぎあいの中で新しい笑いも生まれるのでしょうし、また視聴者からの批判や反発が新たな企画を生む原動力となることもあるとは思います。

しかし、上記の3つのシーンに関しては、視聴者からの意見の届き方から見ても、また私たちもが視聴し審議した結果からも、少なからぬ視聴者がおもしろいと感じることができなかつたことは事実といわざるを得ません。「おもしろければなんでもいいというのは傲慢」「ネタ切れならやめればいい」といった厳しい意見も届いています。バラエティー番組づくりが、過去のネタの自己模倣やセクハラまがいの演出で笑いをとらざるをえなくなっている方向に向かつているのではないかという危惧も抱かれます。批判し落胆を表明した視聴者には、番組が放送時間の最後に発信した「笑顔でいたい 笑って生きたい」(替え歌) “今年も笑いが溢れる一年になりますように…”(スーパー) という重要なメッセージが残念ながら届かなかつたのです。

日本テレビからは繰り返し、「個別のシーンではなく番組の全体を見て判断してほしい」との要望がありました。本件の担当委員は事前に全体を視聴した上で意見交換に臨んでおります。しかし、青少年委員会は番組全体のメッセージが正しければ個別のシーンに逸脱があつてもその評価が緩和されるわけではないと考えます。また、民放連放送基準は放送局が自主的に定めた番組づくりの基準なですから、常にそこに立ち返って番組を制作していただきたいとお願いしているものです。委員会から基準に照らして問題であるとの指摘があれば、日頃からこうした基準を大事にして番組をつくってほしいという促しのためと、ご理解いただきたいと思います。ちなみに青少年委員会は独自に番組全体の評価は行いませんし、行うことができるとも考えておりません。あくまでも視聴者の意見をきっかけに判断をすることが仕事だと考えています。

つまり、番組全体のメッセージがいかに優れたものであったとしても、細部において社会通念を逸脱したものがあれば、表現の自由を最大限に考慮した上で、その是非を問うことが必要だと考えているということです。逆にいえば、個々のシーンに配慮が足りなかつたがゆえに番組全体のメッセージが視聴者に理解されないようなことを無くすべく、視聴者と放送局の間に

立って放送局と議論を重ね、番組の向上を目指すことが青少年委員会の務めと思っています。

青少年委員会は、青少年に番組が与える影響ができるだけポジティブなものとするために、局側が気づかない視点を提示したり、安易に番組を作成したため結果として逆の効果を生んでいる等の問題を指摘したりして、それを克服するための方策を探つてもらうこと、青少年たちがよい番組として認知しているものや理由を伝え参考にしてもらうこと等、結果として青少年により影響を与える番組の制作、番組向上への気運を高めることを大事なミッションとしています。そのため、番組内容、制作過程等について局側と率直な意見交換をすることが重要な手法となると考えています。

すぐに意見の一致が得られるわけではないということは承知しています。しかし、意見交換を行うことは決して無駄ではなく双方への理解を深める貴重な機会となるはずです。今後もよりよい番組作りのために各放送局と意見交換を行い、ともに考え続けることができればと願っております。

以上

(3) 視聴者意見を基づいた「討論」について

2013年度、青少年委員会は、視聴者意見を基に26案件について討論し、そのうち1案件について、第156回委員会で以下の「委員長コメント」を公表することを決めた。

2014年4月8日

“子どもが主人公のドラマ”に関する「委員長コメント」

放送と青少年に関する委員会・委員長 汐見 稔幸

I. 審議対象とするかの考え方

テレビ番組の中でもドラマについて、青少年委員会が評価することには種々の難しさが伴う。とくにフィクションドラマの場合、作家と放送局側が主題を選び、その内容を効果的なストーリーに仕立てていくドラマツルギーの手法の選択の判断は、表現の自由としてもっぱら制作側に与えられている。その手法の斬新な創造にこそドラマの生命があり、作品の評価はその手法にも及ばねばならないからである。

もちろん、ドラマの中で青少年のメンタルヘルスが明らかに阻害される場面があつたり、年齢にふさわしくない性的行為の場面や登場人物の人権が明らかに損なわれる暴力的・差別的な場面が、ストーリーの展開上必ずしも必要ないと思われるのにある場合には、たとえフィクションであったとしても青少年委員会として問題とし、放送局側と自由に意見交換して納得のいく説明を求ることは行う。その上で、必要ならば視聴者や関係者に対する配慮を放送局側に

求めることもあるだろう。しかし、フィクションの場合、例えば差別用語を使用する場面があったとしても、ストーリー展開上、その場面が必要であるということはありうる。登場人物に差別的な呼称を使用するような場合や不必要に暴力的な扱いをするような場合もそうで、ドラマの効果上あってよい（あったほうがよい）場合と、ドラマであっても必要があるとは思えない場合があり、そこに公共の放送であること、放送時間帯などの問題が付け加わる。それらを含めて、いい悪いの境目をどう引くかということは、実際には微妙であり慎重さが要求される。

私たちとしては、青少年の視聴を念頭に、それ以外の手法でも十分ドラマとしてのリアリティ、アクチュアリティが保ちうるのに、あえて問題となるような展開に仕立てたときに、審議対象として取り上げるというのが基本スタンスになる。

II. 何が“論点”となったのか

番組への視聴者の関心度を高めようとしたためと思うが、今回のドラマでは、とくに1話目、2話目で、登場人物の非人格的なあだ名呼称と施設長の差別的・暴力的な発言と行為が気になる点であった。これらは、子どもの人格を無視し、想像力を欠いたと思われるものが多く、施設で実際に生活している子どもが視聴した場合に心の傷が深まったり再発しないかということが懸念された。

青少年委員会で討論する中で、制作側としては、こうした設定もその後のドラマ展開の中で生きてくるという発想で行ったのかもしれないが、たとえそうだとしても、このあだ名呼称と施設長の差別的・暴力的な発言は当事者をあまりに無視しているという点で問題となりうるという意見があった。

しかし同時に、こうした世界が実際にあり、恵まれない条件でも必死に生きている子どもたちがいるということをこのドラマで初めて詳しく知ったという意見もあり、その後の展開を見た上で委員会として判断することになった。

私個人としては、主人公の子どものあだ名が実在の施設の固有名詞に近いものになっていて、フィクションであるにもかかわらずこの部分だけがフィクションを超えている可能性があり、事前にこの施設にあだ名呼称を使用することについての相談をすべきであったのではないかという点、そして、児童養護施設のあり方を改善してきた施設関係者の最近の努力を逆なでするような施設長の発言と態度に不快感を抱く関係者は多いだろうと想像できたのではないかという点が論点だと感じた。そして、今回のように現代社会の事象に対して問題提起する番組内容の場合、その引き起こす社会的波紋に対する事前の配慮は、通常にも増して行う必要があったのではないかと考えた。

しかしその後、番組の展開は当初のような批判を浴びるトーンから少しづつ変わっていき、好意的な感想が増えるような内容になっていった。実際にBPOに寄せられる批判的意見は大きく減じ、共感的意見も寄せられるようになっていった。

III. 放送局と視聴者に求められるもの

今回のドラマはこのように、当初視聴者から厳しい批判を受ける問題点をいくつか抱えていたが、その後、あだ名呼称など当初浮かび出ながら解決されない問題を残したもの、全体としては次第に視聴者に受容される内容になっていったといえる。差別され親の愛に囲まれて育てられるという当然の機会と権利を奪われた子どもたちの生き様の問題に焦点を当てたことの意義も、視聴者から認められたと思う。

そうした総合評価の上にたって、青少年委員会はこの番組を審議対象としないという選択をした。ただし、II. で述べた論点は、このドラマを最後まで見ても、ドラマの効果上必要性のある設定であったが故に解決されたと認めたわけでないということも述べておかねばならない。このドラマによって、心の傷を深めたり再発した可能性のある子どもがいるということが示されている以上、そのことを問題にした視聴者と関係者に対して、放送局側は、番組が終わった段階で、あらためて誠意ある態度を示すことが求められていると思う。そのことを示すために、異例ではあるが、今回のドラマを審議対象にはしないが、コメントを委員長名で出すことにした。その含意を汲み取ってほしいと思う。

あわせてコメントしておきたいことは、今回の番組をめぐって多くの視聴者が、番組が始まる以前から積極的に発言したため、途中から提供スポンサーにも影響を及ぼしたという点である。これは異例のことであった。

私たちは番組の内容をめぐって、番組を作る側が表現の自由を持っているように、視聴する側が自由に意見を言うことは視聴者の権利と考えている。しかし、視聴者からの批判が、提供スポンサーにまで影響を及ぼすということが安易に行われると、番組制作自体が次第に成り立たなくなっていく可能性が生じる。批判は大いに歓迎したいが、それが放送局と視聴者双方の表現の自由を制限する方向に向かわないようにすることが、今回のことが社会に投げかけた教訓といえよう。

以上

（4）意見交換会などを開催

●9月3日、名古屋市の中部日本放送会議室で、NHKと在名テレビ局合わせて6局の連絡責任者・制作関係者など40人と7人の委員全員が参加して「意見交換会」を開催した。委員が事前に視聴した在名各局制作の番組について意見交換を行った後、「バラエティ一番組・情報系番組の表現について」「子どもへの取材・報道のあり方」について話し合った。意見交換会の内容は、報告書にまとめて構成員放送局などに配布した。

●10月4日、札幌市の北海道放送会議室で、NHKと在札テレビ・ラジオ局合わせて7局の連絡責任者・制作関係者など43人と加藤副委員長、渡邊委員が参加して「意見交換会」を開催した。青少年委員会がこれまで公表した「見解」などについて意見交換を行った後、「番組制作上の悩み、問題点」について話し合った。特に北海道の暴風雪で父親を亡くした少女へ

の取材について、活発な議論が行われた。概要はB P O報告No.129号参照。

- 11月26日、千代田放送会館会議室で、NHKと在京テレビ局合わせて6局の連絡責任者・バラエティー番組制作者27人と7人の委員全員が参加して初めて「勉強会」(意見交換会)を開催した。番組上の「いじり」や「いじめ」問題をはじめ、バラエティー番組の「フィクション」と「ノンフィクション」のすみ分けなど、番組企画の理念について話し合われた。概要はB P O報告No.130号参照。
- 2014年2月14日に、名古屋テレビの制作担当者などおよそ40人が参加した社内研修会に、汐見委員長、最相委員を「講師派遣」した。最近の審議事案・討論案件を基に話し合い、汐見委員長が番組制作者へのアドバイスやエールを送った。概要はB P O報告No.133号参照。
- 2014年3月4日に中部日本放送の制作担当者など56人が参加した社内研修会に、加藤副委員長を「講師派遣」した。番組制作の際に必要な“想像力”をキーワードに、最近の審議事案・討論案件だけでなく、地元で発生した殺人事件などを例に挙げて意見交換を行った。概要はB P O報告No.134号参照。
- 2014年3月11日にNOTTV(mmbi)の制作担当者など61人が参加した研修会に、小田桐委員を講師として派遣した。B P Oの設立趣旨や役割などの説明のほか、青少年委員会でこれまで扱った事例を参考に、番組制作上の留意点などについて意見交換を行った。概要はB P O報告No.134号参照。

(5) 「中高生モニター制度」および「中高生モニターアクセス」について

青少年委員会では、子どもたちのテレビやラジオに関する声を直接聞く場として、「中高生モニター」制度を実施している。2013年度は、中学生18人(男子8人・女子10人)・高校生13人(男子5人・女子8人)の計31人にモニターを委嘱した。「ドラマ・アニメ番組」「報道・情報・ドキュメンタリーパート」「バラエティー・クイズ・音楽番組」の3つのジャンルに分けて、月に1度、番組に関するリポートを書いてもらうと同時に、毎月のテーマとは別に、放送に関して自由に書いてもらう<自由記述欄>を設け、幅広い中高生の考えを収集した。

8月には「青少年へのおすすめ番組」を視聴した感想を求めた。9月は、「番組企画を考えてみよう」というテーマで、自由に企画を考えてもらい、提出された企画提案をNHKと在京民放テレビ局合わせて6局の現場の担当者に送り講評を受けた。12月は、2013年日本民間放送連盟賞「青少年向け番組」最優秀を受けた、北海道テレビのHTBノンフィクション『ありがとう　いのち～みんな　きみが大事～』を視聴した感想を送ってもらった。

中高生からの報告は、毎月の『B P O報告』、B P Oホームページに[主な意見]として委員の感想とともに公表した。

「中高生モニターアクセス」を2014年3月16日に東京・渋谷のNHKで開催し、全国から集まった中高生モニター18人(中学生9人・高校生9人)と7人の青少年委員全員、そしてNHK制作局青少年・教育番組部チーフプロデューサーの滝沢昌弘氏が参加した。まず、NHKの青少年向け番組『中学生日記』『Rの法則』などを開発してきた滝沢氏から番組企画の苦労や制作の裏

話を聞いた後、『Let's天才てれびくん』の制作スタジオとニュースセンターのスタジオを見学した。後半は、モニターが4つのグループに分かれ、「こんな青少年番組を見てみたい、作りたい」をテーマに話し合い、青少年向け番組企画をまとめ、発表した。この会議の模様は冊子としてまとめ、構成員放送局などに配布する。

○ 2013年度中高生モニター報告(31人)の概要

月	ジャンル	概要
2013年 4月	好きなテレビ・ラジオ番組について	好きなテレビ・ラジオ番組の中で「好きなところ」「良いと思うところ」について、29人から報告があった。ほとんどがバラエティー番組についてのリポートで、情報系は2番組、ドキュメンタリー1番組、アニメも1番組で、ドラマはなかった。
5月	ドラマ・アニメ番組	ドラマ・アニメ番組の中で「良かった」「面白くなかった」番組について、27人から報告があった。ドラマでは、『ガリレオ』(フジテレビ)に好意的な報告が8人からあった。アニメでは、『名探偵コナン』(読賣テレビ)、『ワンピース』(フジテレビ)に対して好意的な報告が5人からあった。
6月	報道・情報・ドキュメンタリー番組	報道・情報・ドキュメンタリー番組の中で「良かった」「面白くなかった」番組について、25人から報告があった。ほとんどが“良かった”番組を取り上げていた。報告が一番多かったのは『ZIP!』(日本テレビ)だった。〈自由記述欄〉では、“いじめ”に関する意見を求めたところ、“いじめ”的な実態を放送することによる悪影響を心配する意見や、実態を知つてもらうために放送する必要があるなどの意見が寄せられた。
7月	バラエティ・クイズ・音楽番組	バラエティー・クイズ・音楽番組の中で「好きな」「面白い」番組について、26人から報告があった。バラエティー番組は15番組について意見が寄せられた。〈自由記述欄〉では、「アニメの中の残酷なシーンや性的なシーンに関しては、放送する側として何らかの工夫をしてほしい」などの報告があった。
8月	青少年へのおすすめ番組	「青少年へのおすすめ番組」を視聴してもらい、23人から報告があった。東日本大震災特別企画『ともに』(仙台放送)に関して地元のモニターから「被災地域に対しもっと真剣に考えねばと思った」という意見が寄せられた。戦争に関する番組の中では『二十四の瞳』(テレビ朝日)、『零戦～搭乗員たちが見つめた太平洋戦争～』(NHK)などに対して5件の意見が寄せられた。〈自由記述欄〉では、「最近、2匹目のドジョウを狙うような似た番組が多い」などの批判が寄せられた。
9月	番組企画を考える	「見たい、作りたい」番組の企画書を作ってもらい、23人から報告があった。“動物”をテーマにした企画や、お年寄り向けの企画、日本人目線の作り方ではなく「世界からの視点で」考える番組などの企画書が提出された。NHKと在京民放テレビキー局合わせて6局の現場の担当者に講評をお願いした。〈自由記述欄〉ではコマーシャルに関し

月	ジャンル	概要
		て書いてもらった。一つの番組の中で同じCMを何度も流すのはやめてほしい、などの批判が寄せられた。
10月	報道・情報・ドキュメンタリーパン組	報道・情報・ドキュメンタリーパン組の中で「良かった」「面白くなかった」パン組について、25人から報告があった。報告が一番多かったのは『NHKスペシャル』で、「巨大イカが映しだされた瞬間の驚きは今でもはっきり覚えている」などの意見が寄せられた。〈自由記述欄〉では、「この頃は面白い連ドラが多い。主役だけでなく出演する人全員に個性がある」という好意的な意見が寄せられた。
11月	ドラマ・アニメ番組	ドラマ・アニメ番組について24人から報告があった。ドラマでは、『リーガルハイ』(フジテレビ)に7件の好意的な報告が寄せられた。アニメに関しては「性的シーンの多いアニメが日曜日の午後5時から放送されている」など、放送時間帯と中身に関する厳しい指摘が寄せられた一方、『名探偵コナン』(読賣テレビ)、『ちびまる子ちゃん』(フジテレビ)などに好意的な報告も寄せられた。
12月	日本民間放送連盟賞「青少年向け番組」最優秀受賞番組	北海道テレビのHTBノンフィクション『ありがとう いのち～みんな きみが大事～』を視聴した感想が23人からあった。「これを見て元気のない子やしょんぼりした子がいたら、自ら声をかけてみようと思った」など、大変影響を受け考えさせられたという意見が寄せられた。一方、タイトルが硬すぎて自主的には見なかっただろうという意見もあった。
2014年 1月	年末年始番組	年末年始で印象に残った番組について24人から報告が寄せられた。10人から『紅白歌合戦』(NHK)について「年末久しぶりにみんなでこたつを囲んで見た」などの肯定的な意見が寄せられた。また、『めちゃ2イケてる！60回記念』(フジテレビ)、『探偵！ナイトスクープ 年末スペシャル！！』(朝日放送)などバラエティーの人気番組を根強く支持する意見もあった。
2月	バラエティー・クイズ・音楽番組	バラエティー・クイズ・音楽番組について、22人から報告があった。『世界ふしぎ発見』(TBSテレビ)や『世界の果てまでイッテQ』(日本テレビ)などを毎週楽しみに見ているという意見が多数寄せられた。〈自由記述欄〉では、テレビの存在意義に関して、インターネットやその他のメディアと比較する意見が寄せられた。また、BPOに関する報道が増えたことで、モニターを務めることが社会の中で大切な役割だという責任を感じるというモニターがいた。
3月	この1年間の感想	この1年間の感想について21人から報告があった。多くのモニターが、毎月報告を書くことで放送番組をより深く考えながら見ることができたし、自分の世界も広がってとても有意義だったと書いた。また、これからも革新的でますます面白いテレビ番組が放送されることを期待しているという声も寄せられた。

(6) 「青少年へのおすすめ番組」について

青少年委員会では、良質なテレビ番組を青少年に紹介するため、BPO加盟のテレビ各社から自社の「青少年へのおすすめ番組」の推奨を受けている。なお、2012年7月に番組の選定基準を一部変更し、従来は選定できないこととしていた“レギュラーで放送している番組”や“夕方のローカルニュースの中のコーナー”なども選定可能とした。これにより、各社が推奨する番組の数は増加傾向にある。

番組は、放送の前月末に放送日・放送時間、内容等をBPOホームページに掲載する。2013年度は合計667番組を紹介、番組数は2012年度より56番組増加している。

また、推奨を受けた中からいくつかの番組について、各局からDVDの提供を受け、青少年委員会委員が視聴した。

2013年度「青少年へのおすすめ番組」

(番組ジャンルは青少年委員会事務局が区分)

	音楽・バラエティー系	ドラマ系	報道・教養系	スポーツ系	ドキュメンタリー系	その他	合計
2013年4月	8	2	18	7	5	4	44
5月	5	1	27	12	17	2	64
6月	10	5	16	12	7	5	55
7月	7	1	15	18	6	5	52
8月	8	7	21	12	16	6	70
9月	14	0	15	9	4	6	48
10月	15	1	8	8	8	10	50
11月	9	4	20	20	4	11	68
12月	13	3	20	6	10	2	54
2014年1月	13	0	19	8	8	7	55
2月	18	3	11	7	6	3	48
3月	13	4	15	13	10	4	59
合計	133	31	205	132	101	65	667

3. これまでに青少年委員会が出した見解・提言・要望など

【見 解】

- ① バラエティー系番組に対する見解（2000年11月29日）
- ② 消費者金融CMに関する見解（2002年12月20日）
- ③ 「出演者の心身に加えられる暴力」に関する見解（2007年10月23日）

【提言・要望など】

- ① 「衝撃的な事件・事故報道の子どもへの配慮」についての提言（2002年3月15日）
- ② 法によるメディア規制に反対し、放送界の自律強化を求める声明（2002年6月19日）
- ③ 「子ども向け番組」についての提言（2004年3月19日）
- ④ 「血液型を扱う番組」に対する要望（2004年12月8日）
- ⑤ 「児童殺傷事件等の報道」についての要望（2005年12月19日）
- ⑥ 少女を性的対象視する番組に関する要望（2006年10月26日）
- ⑦ 青少年委員会からの注意喚起「児童の裸、特に男児の性器を写すことについて」
（2008年4月11日）
- ⑧ 青少年への影響を考慮した薬物問題報道についての要望（2009年11月2日）
- ⑨ 子どもへの影響を配慮した震災報道についての要望（2012年3月2日）

【委員長談話】

- ① 東海テレビ放送「幸せの時間」について（2013年3月4日）

V. 視聴者意見の概要

1. 視聴者応対の体制	69
2. 視聴者意見の概要	69
3. 視聴者意見の月別傾向	70

《参考》

<図表-1> 視聴者意見数の推移	74
<図表-2> 視聴者意見 月別意見数	75
<図表-3> 世代別意見数	75

V. 視聴者意見の概要

1. 視聴者応対の体制

テレビ・ラジオの放送についての視聴者・聴取者意見を幅広く受け付けている。番組に関する意見や苦情を当該放送局に通知するとともに、放送全般の意見をBPOホームページと毎月の『BPO報告』で公表している。視聴者の意見は、電話・BPOホームページからのメール・ファクシミリ・郵送で受け付けている。電話受付は、平日の10時～17時（正午～13時は休止）の時間帯に常時4名の体制で対応している。寄せられた意見は、1日ごとに一覧化して事務局で検討するとともに、各委員会での議論に活用している。

意見や苦情のうち、番組名と放送局が特定できるものは週に1回まとめ、当該放送局に「視聴者意見」としてメールで配信している。また月に2回、特徴的な意見や全国の放送局で共通して参考になると思われる意見を抜き出した「放送全般意見」を、全会員社にメールで配信している。

コマーシャルに関する意見は（社）日本広告審査機構〔JARO〕に紹介し、JAROからはBPOに関する意見の紹介を受けるなど相互に情報交換を行っている。

2. 視聴者意見の概要

2013年度の視聴者意見の総数は17,765件。これを前年度の19,022件と比較すると、1,257件の減少となっている。

意見のアクセス方法のうち、メールによるものが12,898件と、前年度比で1,079件減少している。電話によるものも4,348件と39件減少している。

世代別では30歳代が4,821件と一番多く、次いで40歳代の4,441件、20歳代の2,795件。以下、50歳代の2,664件、60歳以上1,451件、10歳代432件と続いている。この世代別意見数の傾向は、前年度と変わらない。

性別では男性が12,063件で全体の68%、女性は5,136件の29%となった。

当該放送局に通知した意見数は8,241件で、社数は134社であった。また、全会員社には225件の「放送全般意見」（抜粋）をメール配信した。

ツイッターやソーシャルネットワークなどの普及に伴い、ネット上で放送や番組について議論されるケースも増え、視聴者意見にもそれが反映してきた。ラジオへの意見は全体の2.8%程度だが、パーソナリティーの「品を欠く発言」などへの意見が多かつた。

3. 視聴者意見の月別傾向

【2013年4月】

北朝鮮の挑発的行動が連日起き、朝鮮半島をめぐる地政学的リスクがかかるほど高まったが、その伝え方に關して様々な意見が寄せられた。

黒田日銀総裁の「異次元」金融緩和策が発表されたが、安易にアベノミクスという言葉を使うべきではないといった声が寄せられた。

地震が淡路をはじめ全国で多発したが、配慮に欠ける電話取材など、報道のあり方について批判があった。

ボストンで爆発テロがあったが、爆弾の造り方を詳細に紹介する報道の姿勢に、疑問の声が多くあがった。

バラエティー番組では、食べ物を無駄に扱った番組に対して、如何なものかといった批判のメールが多数寄せられ、ドラマでは設定が性的に過激すぎるといった声も寄せられた。

【5月】

ロシア・中東を歴訪した安倍総理のトップセールスが耳目を集めたが、相変わらずアベノミクスに対して様々な意見が寄せられた。

憲法96条の先行改正など、憲法改正論議がかまびすしいが、反対意見だけではなく、賛成意見も紹介するべきだといった意見も寄せられた。

慰安婦発言に対し、波紋が国内外で広がったが、これについても賛否両論、様々な意見を紹介するべきだといった声が寄せられた。

バラエティー番組のドッキリ企画に対して、子どもたちに「いじめ」の格好のネタを提供するものだといった批判が多く寄せられた。

【6月】

参議院選挙の前哨戦といわれる東京都議会選挙で自・公が圧勝したが、政権の掲げる政策を扱った報道や番組に対して前月同様、様々な意見が寄せられた。

ワールドカップ予選で、サッカー日本代表が来年の本大会出場を決めたが、熱狂的なファンの大騒ぎを紹介する放送姿勢に対し、批判の声が寄せられた。野球では統一球問題が発覚し球界を揺るがしたが、無責任な推測を放送すべきではないといった意見があった。

芸能関係では、人気女子グループの恒例の「選抜総選挙」が生中継され、そういうものを長時間も放送するのは如何なものかといった批判などが寄せられた。

【7月】

ネットでの選挙活動が初めて可能となった第23回参議院議員選挙が行われた。自・公が圧勝し、衆参のねじれ状態が解消されたが、報道や番組に対して様々な意見が寄せられた。

女子スケート選手の出産報道で、取材・報道が過剰で、個人の人権やプライバシーを

侵害しているのではないか、といった批判の声が多く寄せられた。

バラエティ一番組で、出演者同士が罵り合っていたが、演出であれなんであれ、そういった言動を放送するのは如何なものかといった意見が寄せられた。

【8月】

麻生副総理の「ナチス発言」に様々な意見が寄せられた。

連日の猛暑や豪雨があったが、お天気の報道に関して、東京偏重ではないのかといった視聴者意見が寄せられた。

恒例の長時間のテレビ番組に対しては、内容がくだらない上、女性を侮蔑するものだといった声や偽善だといった意見が多く寄せられた。

元有名歌手の死亡報道について、WHOの自殺報道のガイドラインを無視した、興味本位の伝え方だといった批判が寄せられた。

【9月】

2020年のオリンピック・パラリンピックの開催地が東京に決まったが、どこもその話題に浮かれているばかりで辟易するといった意見などが寄せられた。

台風や竜巻の被害状況があちこちで報じられたが、騒音を撒き散らすヘリコプター取材が救助の妨げになるのに、相変わらず是正されていないといった批判の声や、災害時の危険な映像入手について疑念が寄せられた。

また、事件や事故のあと、子どもたちにインタビューしている様子が放送されたが、配慮が足りないのではないかといった批判や、人気司会者の次男逮捕の取材の仕方が、あまりに過激ではないかといった声もあった。

【10月】

来年4月から消費税が5%から8%に増税されることが正式発表されたが、「上がった」かのような印象ばかりが先走りして、増税の時期を勘違いする可能性があるといった意見が寄せられた。

伊豆・大島で台風26号による大規模な災害が発生したが、取材ヘリによる騒音で救助活動の妨げとなっているといった切実な声や、災害対応に忙しい行政の担当者を生出演させるのは如何なものか、といった批判が多く寄せられた。

ストーカー殺人事件については、被害者の写真や動画を興味本位に掲載しているのではないか、容疑者を「アニメオタク」とレッテルを貼っているが、ステレオタイプな報道姿勢だという声などが寄せられた。

過激な発言を売り物にしているトーク番組で、コメンテーターの発言が甚大な民族差別に当たるのではないかといった声も寄せられた。

真剣勝負を謳い文句にしていた番組にヤラセ疑惑が発生したが、今まで楽しみにしていただけに裏切られた気持ちだといった批判意見が多数寄せられた。

【11月】

特定秘密保護法案について様々な報道番組や情報番組で取り扱っていたが、批判ばか

りしているといった声や、いまこそメディアの発信力が問われているなどといった意見が寄せられた。

相次いで食材の偽装疑惑が報じられたが、「誤表示」といった曖昧な表現ではなく、もっと的確な言葉を使うべきだという意見や、行き過ぎた報道は見直すべきだといった声などが寄せられた。

深夜のバラエティー番組で、「枕営業」といった不穏な発言があり、そのお陰で嫌な目にあっているという視聴者の声などが寄せられた。

【12月】

特定秘密保護法が可決・成立したが、国会中継が少なかったといった声や、報道番組や情報番組で批判ばかりしているといった声などが寄せられた。

また、資金提供問題で都知事が辞任したが、資金提供を受けたほかの人物もいるのに、報道の矛先が彼にばかりに向かうのは一種の「叩き」ではないか、といった意見も寄せられた。

海外ロケで女性芸人たちに過激なことをやらせていたが、一歩間違えれば大事故につながるといった非難の声などが寄せられた。

また、恒例の年末編成に対して、通常の番組を放送するべきだといった意見が寄せられた。

【2014年1月】

東京都知事選挙が告示されたが、特定の候補者ばかり取り上げ、他の候補をないがしろにしているといった声や、ある政策ばかり俎上にのせるのは偏っているのではないかといった批判が寄せられた。

自衛隊の輸送艦と釣り船との海難事故が発生したが、まだよく分らない状況で輸送艦に落ち度があるかのように決めつける論調は如何なものか、といった声が寄せられた。

児童養護施設を舞台にしたドラマに対し、施設で実際に生活している子どもたちの人権を踏みにじるものだといった意見がある一方、フィクションなのだし、ドラマの中の言葉尻を捉えるのではなく、もっと大きな視点で見るべきだといった意見も寄せられた。賛否両論、多くの声が寄せられた。

早朝の子ども向け番組の出演者の衣服に卑猥な英語表記があったことに対し、批判が殺到した。

【2月】

S T A P 細胞という発見を若い女性研究者が発表したが、肝心の研究内容ではなく、プライバシーばかり紹介する報道姿勢に疑問が寄せられた。

東京都知事選挙が投開票されたが、選挙中の番組の司会者の進行について疑問を呈する意見などが寄せられた。

記録的な大雪が日本列島の週末を2週にわたって直撃したが、首都圏ばかり重点的に取り上げる報道姿勢に対して、地方をないがしろにするものだとといった批判や、オリ

ソチオリンピックばかり放送しないで、もっと大雪に関する情報を流してほしかったといった声が寄せられた。

ソチオリンピックの報道に関しては、メダル獲得ばかりに力点を置く放送に対して、オリンピック精神に反するといった非難や、特定の選手ばかりにスポットを当てるのは如何なものかといった声が寄せられた。

全ろうの作曲家の欺瞞が発覚したが、今まで彼を持ち上げてきた番組に対して、検証番組を作るべきだといった反省を促す意見が多数寄せられた。

【3月】

東日本大震災から丸3年が経つが、こうした節目の時は番組として取り上げるが、ふだんあまり報道しないのは如何なものかといった、疑問の声が寄せられた。

画期的な発見と大騒ぎされたS T A P細胞だが、疑惑が持ち上がるに一転、非難するメディアの無責任な姿勢と科学報道のあり方に、批判的な意見が寄せられた。

ソチのパラリンピックに関して、オリンピックに比べて格段に放送が少ないことは身体障害者に対する差別そのものだ、といった声が寄せられた。

情報番組のインターネット上の真偽の定かでない画像の使用に対して、制作体制を疑問視する声が寄せられた。

«参考»

＜図表－1＞ 「視聴者意見数の推移」

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度 <4月～3月>
全体	20,419	19,208	19,022	17,765
月平均	1,702	1,600	1,585	1,480

アクセス別	電話	5,621	27%	4,852	25%	4,387	23%	4,348	24%
	メール	14,022	69%	13,688	71%	13,977	73%	12,898	73%
	FAX	459	2%	379	2%	363	2%	239	1%
	郵送他	317	2%	289	2%	295	2%	280	2%

種別	番組全般	12,186	59.7%	9,821	51.1%	10,228	53.7%	9,474	53.3%
	人権	39	0.2%	24	0.1%	49	0.3%	22	0.1%
	青少年	1,563	7.7%	1,638	8.5%	1,362	7.2%	1,819	10.2%
	BPO	218	1.1%	161	0.8%	111	0.6%	204	1.2%
	その他	6,413	31.3%	7,564	39.5%	7,272	38.2%	6,246	35.2%

性別	男性	14,279	70%	13,627	71%	12,704	67%	12,063	68%
	女性	5,461	27%	4,906	26%	5,617	30%	5,136	29%
	不明	679	3%	675	3%	701	3%	566	3%

＜図表－2＞ 「視聴者意見 月別意見数」

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	分類計	比率
番組全般	13年度	595	554	620	645	934	837	942	725	782	1,358	866	616	9,474	53.3%
	12年度	704	1,026	872	636	851	1,897	1,004	863	636	713	503	523	10,228	53.7%
人権	13年度	2	0	1	3	11	1	0	0	0	3	1	0	22	0.1%
	12年度	4	4	6	4	3	2	3	5	6	6	5	1	49	0.3%
青少年	13年度	120	113	105	133	147	133	121	181	101	368	183	114	1,819	10.2%
	12年度	160	125	133	155	120	95	116	106	80	78	90	104	1,362	7.2%
BPO	13年度	7	11	17	6	14	12	26	25	9	20	38	19	204	1.2%
	12年度	8	9	11	9	16	20	11	5	8	6	4	4	111	0.6%
その他	13年度	545	601	467	477	590	648	650	397	426	560	455	428	6,246	35.2%
	12年度	554	611	551	501	712	712	765	617	528	565	547	609	7,272	38.2%
月別計	13年度	1,271	1,279	1,210	1,264	1,696	1,631	1,739	1,328	1,318	2,309	1,543	1,177	17,765	100%
	12年度	1,430	1,775	1,573	1,305	1,702	2,728	1,899	1,596	1,258	1,368	1,149	1,241	19,022	100%

＜図表－3＞ 「世代別意見数」

		10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	分類計
13年度	件数	432	2,795	4,821	4,441	2,664	1,451	16,604
	%	3%	17%	29%	26%	16%	9%	100%
12年度	件数	467	3,074	5,419	4,824	2,416	1,325	17,525
	%	3%	17%	31%	28%	14%	7%	100%

*「記載なし」があるため、意見総数より少ない